

第 1 期栗東市自殺対策計画実施状況と評価および今後の方向性

資料2

|            | 施策                 | No  | 事業名                        | 施策・事業内容                                                                              | 担当課           | 実施状況と成果                                                                                                                                         | 実績                                                                                                                                   | 評価 | 今後の課題                                                                    | 方向性  | 方向性の詳細                                                                                                              |
|------------|--------------------|-----|----------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------|---------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----|--------------------------------------------------------------------------|------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 市民全般に関わる施策 | 施策1<br>庁内・地域での連携   | 1-① | 「栗東市自殺対策推進協議会（仮称）」の設置      | 保健、医療、福祉、職域、教育等の関係機関や団体で構成される「栗東市自殺対策推進協議会」を設置し、自殺対策に係る計画の協議や承認、計画の進捗状況の検証等を行います。    | 障がい福祉課        | 新型コロナウイルス感染症の影響により、令和4年度に初めて自殺対策推進協議会を開催しました。関係機関との協議の場を設置することにより、自殺対策計画の評価・検証を行うことができるようになりました。                                                | ●協議会開催<br>令和4年度 1回<br>令和5年度 4回(予定)                                                                                                   | 3  | 自殺対策に関する評価、分析の精度を上げていく必要があります。                                           | →：継続 | ・計画に基づく取組に対する評価、検証を実施します。                                                                                           |
|            |                    | 1-② | 「栗東市自殺対策連絡会」の開催            | 庁内の部署が連携し、全庁的に総合的かつ効果的な対策を推進するため、各分野を横断した構成員による自殺対策の庁内連絡会を開催します。                     | 障がい福祉課        | 自殺対策の庁内連絡会を開催し、国、県の動向や自殺の現状と課題、各課の取り組みなどを共有することができました。                                                                                          | ●連絡会開催<br>令和元年度 1回<br>令和2年度 1回<br>令和3年度 1回<br>令和4年度 1回<br>令和5年度 1回                                                                   | 4  | 全庁的に自殺対策に関する意識の向上を図ること、また、重層的支援体制整備事業などの関連事業などとの連携を強化していく必要があります。        | →：継続 | 今後継続して庁内連絡会を開催し、課題や情報を共有することで、全庁的に取り組むことの意識の向上を図ります。関連事業と連携することで、より効果的な自殺対策が実施できるようにします。                            |
|            |                    | 2-① | 庁内での連携による支援の推進             | 相談事業や様々な調査を通じ、支援が必要な人を見逃さないようにし、庁内すべての課で連携しながら支援を実施します。                              | 全課            | 相談支援の中で、適切な支援につなげるよう、関係課と連携して取り組むことができました。（障がい福祉課）                                                                                              | ●相談件数（実数）<br>令和4年 1032人<br>令和3年 1062人<br>令和2年 609人<br>令和元年 619人                                                                      | 4  | 引き続き、関係機関と密に連携を行い支援に繋げていく必要があります。（税務課）関係課や関係機関と連携した支援が引き続き必要です。（商工観光労政課） | →：継続 | 各課の取り組みを共有し、より効果的な取り組みができるよう連携をしていきます。                                                                              |
|            |                    | 2-② | 地域の連携による支援の推進              | 子どもや高齢者、障がいのある人等が、住み慣れた地域で暮らすことができるように社会資源を整備するとともに、必要なサービスの提供に努めます。                 | 障がい福祉課        | 誰もがが必要なサービスを利用することができるよう、湖南地域サービス調整会議進路部会、作業部会での実態調査などでニーズや課題の把握を行ったほか、必要な人への新設のグループホームの情報提供などを行いました。                                           | ●進路部会 年2回<br>作業部会 年4回<br>自立支援協議会 年6回                                                                                                 | 4  | 障がいの程度や特性によっては、利用できるサービスが不足しているため、本人が孤立したり、家族の介護の負担が大きくなることがあります。        | →：継続 | 今後不足することが予測される重心通所施設の整備に向けた調査や協議を広域で行います。                                                                           |
|            |                    | 2-② | 地域の連携による支援の推進              | 子どもや高齢者、障がいのある人等が、住み慣れた地域で暮らすことができるように社会資源を整備するとともに、必要なサービスの提供に努めます。                 | 長寿福祉課         | 店舗に出向くことが難しく買い物などでお困りの人を支援することを目的に、日常的な食料品や生活雑貨の宅配サービスや訪問による援助などを行っている業者の一覧をホームページに掲載し、広報2月号折込チラシとして配布。                                         | ●協力事業者<br>令和元年度 21事業所<br>令和2年度 21事業所<br>令和3年度 22事業所<br>令和4年度 22事業所                                                                   | 4  | 在宅生活にとって必要な生活支援の情報が必要な人に届くよう、今後も継続して情報発信をする必要があります。                      | →：継続 | 引き続き協力事業者を募り、情報を発信していきます。                                                                                           |
|            |                    | 2-② | 地域の連携による支援の推進              | 子どもや高齢者、障がいのある人等が、住み慣れた地域で暮らすことができるように社会資源を整備するとともに、必要なサービスの提供に努めます。                 | 子育て支援課        | 児童館を各小学校区に1か所整備し、子どもの居場所づくりや各種事業に取り組みました。                                                                                                       | ●児童館<br>各小学校区に1つ                                                                                                                     | 3  | 各児童館が親子にとって安心して過ごせる場となり、保護者の子育てに対する不安の軽減や楽しさにつなげる活動や事業をしていくことが必要です。      | →：継続 | 今後も継続して子どもが安心して過ごせる環境づくりに取り組みます。児童館の平日休館日に、子育て支援を目的として活動する団体に貸館し、親子の居場所や他の親子とも交流できる場として提供することで、より多くの利用者の心の安定につなげます。 |
|            |                    | 2-② | 地域の連携による支援の推進              | 子どもや高齢者、障がいのある人等が、住み慣れた地域で暮らすことができるように社会資源を整備するとともに、必要なサービスの提供に努めます。                 | 社会福祉課         | 民生委員児童委員の協力を得ながら、地域住民に寄り添い安心して暮らせるよう支援連携を図りました。                                                                                                 |                                                                                                                                      | 4  | 各分野の連携を強化し、悩みや困難を抱えている人を取り残さない、重層的な支援体制の構築を図る必要があります。                    | →：継続 | 今後も継続して民生委員児童委員やコミュニティソーシャルワーカーと連携し、地域住民が安心して暮らせる環境づくりや、地域住民の実態や福祉サービスの需要の把握に取り組みます。                                |
|            |                    | 2-③ | 地域振興協議会等との連携による地域福祉活動の推進   | 地域振興協議会等と連携し、小学校区単位での地域の課題に対する取組を推進します。                                              | 自治振興課         | 地域振興協議会等の地域コミュニティ団体に対して、補助金交付を通じて住民交流活動への支援を行いました。                                                                                              |                                                                                                                                      | 4  | 活動支援は継続していたが、コロナ禍であったため事業が停滞し、交流が少なくなった。                                 | →：継続 | 地域福祉活動について、地域振興協議会等の地域コミュニティ団体に対して、引き続き住民交流活動への支援を行っていきます。                                                          |
|            |                    |     |                            | 地域振興協議会等と連携し、小学校区単位での地域の課題に対する取組を推進します。                                              | 社会福祉課         | 各学区民生委員協議会において、毎月定例会議を開催し、様々な課題について連携を図りました。                                                                                                    | ●民生委員協議会<br>月1回                                                                                                                      | 4  | 各分野の連携を強化し、悩みや困難を抱えている人を取り残さない、重層的な支援体制の構築を図る必要があります。                    | →：継続 | 民生委員児童委員の地域での相談等の活動により、適切な福祉サービス利用につなげていきます。                                                                        |
|            |                    | 2-④ | CSWや地域包括支援センターとの連携による支援の推進 | CSW(コミュニティソーシャルワーカー)や地域包括支援センターと連携し、地域の課題に対する取組を推進します。                               | 社会福祉課         | 中学校区毎に1名のコミュニティソーシャルワーカーを配置し、地域の支えあいの仕組みづくりを支援しました。                                                                                             |                                                                                                                                      | 4  | 各分野の連携を強化し、悩みや困難を抱えている人を取り残さない、重層的な支援体制の構築を図る必要があります。                    | →：継続 | 今後も継続して民生委員児童委員やコミュニティソーシャルワーカーと連携し、地域住民が安心して暮らせる環境づくりや、地域住民の実態や福祉サービスの需要の把握に取り組みます。                                |
|            |                    | 2-④ | CSWや地域包括支援センターとの連携による支援の推進 | CSW(コミュニティソーシャルワーカー)や地域包括支援センターと連携し、地域の課題に対する取組を推進します。                               | 長寿福祉課         | 地域ささえあい推進員（生活支援コーディネーター）と連携して、地域の支え合いの仕組みづくりを支援しました。                                                                                            |                                                                                                                                      | 3  | 地域住民がつながり支え合う地域作りの一環で継続して行う必要があります。                                      | →：継続 | 地域ささえあい推進員（生活支援コーディネーター）と連携して、地域の支え合いの仕組みづくりを支援しました。                                                                |
|            |                    | 2-⑤ | 市民と行政の協働の推進                | 自殺対策について、市民・NPO団体と行政が協働することで効果や効率性が高まる事業を検討し、推進します。                                  | 全課<br>いのちの電話等 | いのちの電話から個別に相談があり適宜対応しました。                                                                                                                       |                                                                                                                                      | 3  | 関係課や関係機関と連携した支援が引き続き必要です。                                                | →：継続 | 関係機関と連携した取り組みが必要です。（商工観光労政課）                                                                                        |
|            | 施策2<br>自殺対策の人育成    | 1-① | 市役所職員に対する研修の開催             | 庁内の窓口業務や相談、徴収業務等の際に、自殺のサインに気づくことができるよう、管理職をはじめ、全庁的に自殺対策を推進していく意識を高めるため、研修を開催します。     | 人事課ほか         | 自殺対策連絡会委員（関係課）と居場所づくりに関わっているNPO職員等、地域の支援者を対象にゲートキーパー研修を実施しました。                                                                                  | ●ゲートキーパー研修<br>令和元年度 1回（24名）<br>令和2年度 2回（84名）<br>令和3年度 中止<br>令和4年度 1回（12名）                                                            | 4  | 研修の受講についてより効率的な研修の在り方を検討していきます。                                          | →：継続 | 全庁的に自殺対策を推進する意識の向上を図り、ゲートキーパー研修を引き続き実施していきます。                                                                       |
|            |                    | 1-② | 防犯組織への普及啓発                 | 防犯組織に気づき役やつなぎ役としての役割を担ってもらえるよう、自殺対策に関連する資料の配布や啓発を行います。                               | 危機管理課         | 3月の自殺対策強化月間において、自殺予防のためのチラシを配布しました。コロナ禍において街頭啓発等を実施できなかった年もあり、窓口で設置しました。                                                                        | ●啓発回数<br>年1回(3月)                                                                                                                     | 4  | 普及啓発のためチラシ配布等を継続していくことが必要である。                                            | →：継続 | 継続して自殺対策に関連する資料の配布や啓発を行っていきます。                                                                                      |
|            |                    | 1-③ | 職員に対するメンタルヘルス研修の実施         | メンタル不全の兆候のある職員に対して相談窓口の開設、またメンタルヘルス研修を毎年階層別に実施することで、全庁的に自殺対策を推進するためのベースとします。         | 人事課           | メンタル不全の職員への対応については、産業カウンセラーとの契約により相談窓口を設置し、相談を実施しました。メンタルヘルス研修については、課長補佐級職員を対象に実施しました。                                                          | ●産業カウンセラーによる相談窓口の設置<br>月1回（全職員対象）<br>随時（メンタル不全の職員）<br>●メンタルヘルス研修受講者数<br>令和元年度 84名<br>令和2年度 84名（ワークライフバランス）<br>令和3年度 58名<br>令和4年度 47名 | 4  | 病気休暇中の職員の早期復職を目指すため、より多くの産業カウンセラーの活用を検討していきます。                           | →：継続 | 相談窓口を引き続き設置します。また、メンタルヘルス研修を毎年階層別に実施します。                                                                            |
|            |                    | 1-④ | 関係団体に対する研修・啓発の実施           | 健康推進員、民生委員・児童委員等により、自殺のサインの気づき役やつなぎ役としての役割を担ってもらえるよう、自殺対策に関連する研修の開催や資料の配布及び啓発を実施します。 | 障がい福祉課        | 相談を受けるときや、窓口などでSOSのサインに気づけるよう、市職員、地域の支援者を対象にゲートキーパー研修を行いました。                                                                                    | 毎年1回実施                                                                                                                               | 3  | 一般の人に向けてのゲートキーパー研修を実施する必要があります。                                          | →：継続 | 出前講座等を利用するなど、様々な機会を通じてゲートキーパー研修を実施します                                                                               |
|            | 施策3<br>市民に対する啓発と周知 | 1-① | リーフレットの配布                  | 相談窓口一覧を示したリーフレットを配布し、自殺予防と早期発見の啓発を行います。                                              | 障がい福祉課        | 毎年3月の自殺対策強化月間にあわせて、パンフレットを作成し、全戸配布しました。また9月の自殺予防週間と3月には県から配布された啓発グッズとチラシを関係各課、出先機関やコミュニティセンターなどの窓口を設置しました。また、市のホームページやFacebookも活用し、相談窓口を啓発しました。 |                                                                                                                                      | 4  | 強化月間など以外でも、自殺予防に関する情報提供や相談窓口などを、関連する会議などでも積極的に啓発していく必要があります。             | →：継続 | 様々な機会を通じて自殺予防に関する情報を継続して発信します。                                                                                      |

第 1 期栗東市自殺対策計画実施状況と評価および今後の方向性

資料2

|            | 施策                 | No  | 事業名                  | 施策・事業内容                                                                                                | 担当課     | 実施状況と成果                                                                                                                                          | 実績                                                                                                                                           | 評価 | 今後の課題                                                                             | 方向性     | 方向性の詳細                                                                                                                                                                     |
|------------|--------------------|-----|----------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----|-----------------------------------------------------------------------------------|---------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 市民全般に関わる施策 | 施策3<br>市民に対する啓発と周知 | 1-② | 広報媒体を活用した啓発の実施       | 市の広報「りっとう」やホームページにて、自殺予防週間(9月10日～16日)・自殺対策強化月間(3月)及びいのちの日(12月1日)等に併せ、自殺対策の情報や相談窓口を掲載し、施策の周知や理解促進を図ります。 | 障がい福祉課  | 毎年3月の自殺対策強化月間にあわせて、パンフレットを作成し、全戸配布しました。また9月の自殺予防週間と3月には県から配布された啓発グッズとチラシを関係各課、出先機関やコミュニティセンターなどの窓口を設置しました。また、市のホームページやFacebookも活用し、相談窓口を啓発しました。  |                                                                                                                                              | 4  | 強化月間など以外でも、自殺予防に関する情報提供や相談窓口などを、関連する会議などでも積極的に啓発していく必要があります。                      | →：継続    | 様々な機会を通じて自殺予防に関する情報を継続して発信します。                                                                                                                                             |
|            |                    | 2-① | 「こころの健康づくり研修会」の実施    | うつ病をはじめとするこころの病気の予防、ストレスへの対処法、早期発見、早期治療や対応についてのこころの健康づくり研修会を開催し、こころの健康づくりに関する啓発を実施します。                 | 健康増進課   | 民間事業者と連携協定を締結し、講師を招いて栗東市健康推進員等を対象に研修会を開催することができました。                                                                                              | ●研修会開催回数<br>令和元年度 年1回(健康推進員)<br>令和2年度 中止<br>令和3年度 年1回(民生委員児童委員)<br>令和4年度 年1回(健康推進員)                                                          | 3  | コロナ禍において事業を中止をした年度もあったが、今後は手法を工夫し何らかの啓発を継続的に行っていくことが課題。                           | →：継続    | 今後こころの健康づくりに関する啓発を行います。                                                                                                                                                    |
|            |                    | 2-② | 文化祭・ふれあい交流活動を通じた普及啓発 | 文化祭等ふれあい交流活動を通じて、差別のない暮らしやすい地域づくりを推進することで、市民一人ひとりが、いのちや人権の大切さを学び、自殺対策への理解を深めます。                        | 人権政策課   | 大宝西ふれあい解放文化祭・じんけん広場ふれあい文化祭とともに規模縮小であったものの実施され、両事業に職員が参加した。またパネル展示による啓発を行いました。大宝西の風船とばしでは、関係団体へメッセージ作成等と呼びかけ、また、小柿の文化祭では、パネル展に出展し、人権講座に職員が参加しました。 |                                                                                                                                              | 4  | 地域の思いを大切にしながら様々なアイデアを取り入れて、よりよい方向へと改善を図っていくことが大切です。                               | →：継続    | 様々な人権課題について啓発の機会を用意し、地域において主体的に人権の学びを深めていただくことができたものの、参加者の固定化が見られるため、さらに参加を呼びかけていく必要があります。<br>②「人権尊重と部落解放をめざす市民のつどい」、栗東市人権教育地域ネットワーク事業「中学校区合同人権・同和教育全体研修会」の感染対策を工夫して実施します。 |
|            |                    | 2-③ | 人権・同和教育啓発の推進         | 「違い」を多様性として認め合い、自殺を生み出さない、誰もが「生きやすい」社会づくりを目指して、地域における人権・同和教育と啓発活動に取り組みます。                              | 学校教育課   | 就学前、小学校、中学校・県立高等学校の各部会で、発達段階に応じて人権・同和教育や啓発を実施してきました。                                                                                             | ●部会での取り組み<br>年4回開催                                                                                                                           | 4  | 各部会を校種別で分けていたため、各校種での取組のよさや悩みを共有する難しさがあった。                                        | ↑：充実    | 担当者連絡協議会にて校種ごとの部会ではなく、校種の枠を超えた協議の場を設定し、各校種の取組を共有し、人権・同和教育や啓発をより充実していきます。                                                                                                   |
|            |                    | 2-③ | 人権・同和教育啓発の推進         | 「違い」を多様性として認め合い、自殺を生み出さない、誰もが「生きやすい」社会づくりを目指して、地域における人権・同和教育と啓発活動に取り組みます。                              | 人権教育課   | 7月・12月・2月と人権関係の月間や週間に合わせるなどとして、命や人権の大切さを啓発するための講演会等のイベントを開催しました。                                                                                 | ●人権啓発リーダー講座、じんけんセミナー栗東、人権文化事業、「人権尊重と部落解放をめざす市民のつどい」、栗東市人権教育地域ネットワーク事業「中学校区合同人権・同和教育全体研修会」の開催<br>令和元年度～3年度 住民の0.5%以上が参加<br>令和4年度 住民の1.0%以上が参加 | 4  | 誰もが「生きやすい」社会とは人権尊重のまちづくりによって実現することを啓発し続けることが大切ですが、方法等を工夫しさらに多くの市民啓発に繋げていくことが必要です。 | →：継続    | 講演会、人権啓発紙発行事業、人権擁護委員会による人権教室を継続して実施します。園が新設された場合などは、新たな実施対象として追加します。                                                                                                       |
|            |                    | 2-③ | 人権・同和教育啓発の推進         | 「違い」を多様性として認め合い、自殺を生み出さない、誰もが「生きやすい」社会づくりを目指して、地域における人権・同和教育と啓発活動に取り組みます。                              | 人権政策課   | 7月・12月・2月に、命や人権の大切さを啓発するための講演会を開催しました。また、人権関係の月間や週間に合わせ街頭・駅頭での啓発等を実施しました。                                                                        | ●人権課題についての講演会開催<br>令和元年度 年3回<br>令和2年度 中止<br>令和3年度 年2回<br>令和4年度 年3回                                                                           | 4  | 人権についてよりよく学べるように講演だけでなく、「りっとう～じんけん便り」発行を引き続き行っていく。                                | →：継続    | 様々な人権講座を開催し、広くPRしていくことが大切です。                                                                                                                                               |
|            |                    | 2-③ | 人権・同和教育啓発の推進         | 「違い」を多様性として認め合い、自殺を生み出さない、誰もが「生きやすい」社会づくりを目指して、地域における人権・同和教育と啓発活動に取り組みます。                              | 商工観光労政課 |                                                                                                                                                  | ●事業者向け研修会<br>令和元年度 年1回<br>令和2年度 未実施<br>令和3年度 未実施<br>令和4年度 年1回                                                                                | 3  | 企業訪問を通じて周知啓発を図ります。                                                                | →：継続    | 研修会だけでなく企業訪問を通じて周知啓発を図ります。                                                                                                                                                 |
|            |                    | 2-③ | 人権・同和教育啓発の推進         | 「違い」を多様性として認め合い、自殺を生み出さない、誰もが「生きやすい」社会づくりを目指して、地域における人権・同和教育と啓発活動に取り組みます。                              | 幼児課     | 園の職員を対象に、人権・同和研修を実施しました。また、園において職員と保護者を対象として人権研修を実施しました。                                                                                         | ●園職員対象の人権・同和研修開催<br>令和元年度<br>令和2年度<br>令和3年度<br>令和4年度<br>令和5年度                                                                                | 4  | 様々な人権課題が命と関わる問題であることの認識が弱めである。                                                    | →：継続    | 職員人権・同和研修をしたことが日常の人権・同和保育としっかりつながり、根付いていくように研修を重ねていきます。<br>③各園においても誰もが生きやすい社会を目指し、日常の当たり前に目を向けて、様々な人権課題について語り合うことが今後も必要です。                                                 |
|            |                    | 2-④ | 男女共同参画社会の推進における普及啓発  | 男女共同参画に関する講演会やセミナー、ドメスティックバイオレンスの相談対応等において、自殺対策に関連する資料の配布、支援機関の情報提供に努めます。                              | 自治振興課   | 女性に対する暴力をなくす運動についての認知を高めることで、DV防止の啓発に取り組み、意識醸成につなげることができました。<br>④自殺予防やDV、性犯罪・性暴力についてさらに周知し、啓発の実施をしました。                                           |                                                                                                                                              | 4  | DV相談窓口との連携強化が課題。                                                                  | →：継続    | 自殺予防やDV、性犯罪・性暴力についてさらに周知し、継続して啓発を実施します。<br>④窓口やセミナー開催時、生理用品の配布時等に相談窓口の案内チラシを配布し、啓発をしていきます。                                                                                 |
|            |                    | 2-④ | 男女共同参画社会の推進における普及啓発  | 男女共同参画に関する講演会やセミナー、ドメスティックバイオレンスの相談対応等において、自殺対策に関連する資料の配布、支援機関の情報提供に努めます。                              | 子育て支援課  | ・母子・父子自立支援員や家庭児童相談員、また担当職員により、個々の相談事例に応じて、適切に情報提供を行うことができました。<br>・DVの相談対応等において、必要に応じ、DV防止啓発資料と共に自殺対策に関連する資料を配布しました。                              |                                                                                                                                              | 4  | ケースによっては、相談・支援を行った後の状況の聞き取りなどを行うことも必要です。                                          | →：継続    | ・継続して個々の事例に応じた相談事業等を実施します。<br>・表情等から自殺の可能性が考えられる相談者には、必要に応じ関係部署と連携するなどの対応とあわせ、対応者自身の資質向上を図る必要があります。                                                                        |
|            |                    | 2-⑤ | 交通安全運動の普及徹底          | 交通安全教室や研修で自殺対策に関するリーフレットを配布することで、支援機関等に関する情報を周知します。                                                    | 土木交通課   | 小学校などで交通安全教室を開催しました。当該リーフレットを配付する機会を得ませんでしたが、交通安全教室等を通じて「いのちの大切さ」について伝えることができました。                                                                |                                                                                                                                              | 2  | 配付の機会を得ることが困難                                                                     | ↓：縮小・終了 | 交通安全教室という場において、「自殺対策」に関するリーフレットを配付することは啓発内容の性質が異なることから困難であるが、交通安全と自殺対策の両者に共通する点については、交通安全を広義の意味で「いのちの大切さ」を伝える場と捉える。                                                        |
|            |                    | 2-⑥ | 福祉医療費助成制度の周知         | 制度についての周知を図り、対象者を受給へとつなぐことで、病院受診時の自己負担を軽減し、生活の安定につなげます。<br>窓口対応の中で、医療費や病気のことを相談があれば関係機関を紹介します。         | 保険年金課   | 市広報誌などで福祉医療制度の情報を発信し、制度対象者を受給へとつなぐことで、受診時の負担軽減を図り、必要な医療受診を支援することができました。                                                                          | ●広報等への記事掲載                                                                                                                                   | 4  | 今後も必要な方が必要な助成を受けていただけるように、関係課と連携しながら周知に努める必要があります。                                | →：継続    | 継続して市広報誌や市HP等を通じて制度についての周知を図り、対象者を受給へとつなぐことで、病院受診時の自己負担を軽減し、生活の安定につなげます。                                                                                                   |
|            | 施策4<br>生きるここの支援    | 1-① | ふれあいの場づくり            | 身近なところで気軽に立ち寄り、語りあえる場づくりを進めます。子育て世代や高齢者、障がいのある人等が孤立することなく、日常的なつながりが持てる場づくりを推進します。                      | ひだまりの家  | コロナ禍で時間制限はあるものの、絵本や児童書、人権図書を中心にした図書コーナー「ゆめのくに」や教養娯楽室、コミュニティホール等、ゆったりと過ごせるスペースを開放しています。各種講座など主催事業も再開することができました                                    |                                                                                                                                              | 4  | 図書コーナー「ゆめのくに」や教養娯楽室、コミュニティホール等の施設利用や各種講座などの参加を促すことと合わせ、地域外の来館者増に向けた周知が課題である。      | →：継続    | 新型コロナウイルス感染症が第5類感染症に移行し、人数や時間制限等が緩和され、施設の利用者および各種事業への参加者等をコロナ禍前の状態へ回復させるため、事業を継続します。                                                                                       |
|            |                    | 1-① | ふれあいの場づくり            | 身近なところで気軽に立ち寄り、語りあえる場づくりを進めます。子育て世代や高齢者、障がいのある人等が孤立することなく、日常的なつながりが持てる場づくりを推進します。                      | 長寿福祉課   | 地域の拠点となるつどいの場を運営する通所介護事業所等を支援しました。                                                                                                               | ●つどい場運営事業所等への補助<br>令和元年度 5か所<br>令和2年度 3か所<br>令和3年度 3か所<br>令和4年度 4か所                                                                          | 4  | 右記「方向性の詳細」のとおり                                                                    | ↓：縮小・終了 | 地域の拠点となるつどいの場について、事業所主体で行うつどい場に認知症カフェもあります。認知症になっても住みやすい地域づくりを推進するため、令和5年度より地域集いの場事業を、認知症カフェ補助事業に統合します。                                                                    |
|            |                    | 1-① | ふれあいの場づくり            | 身近なところで気軽に立ち寄り、語りあえる場づくりを進めます。子育て世代や高齢者、障がいのある人等が孤立することなく、日常的なつながりが持てる場づくりを推進します。                      | 子育て支援課  | ・各児童館において、保護者が集い、交流できる場として、各種子育て講座などの事業を実施しました。<br>・つどいの広場等を通して、子育て世代の孤立を防ぎ、子育てへの楽しさを親子同士で共有できる取り組みを行いました。                                       | ●各種講座の申込定員充足                                                                                                                                 | 4  | 継続して児童館を利用してもらうことで、保護者同士のつながりや親子でふれあう機会を提供し、子育ての悩みや孤立感が軽減できるようにしていくことが必要です。       | →：継続    | ・子どもや保護者が触れ合う機会の充実に努めます。<br>・子育て支援に関わる団体との連携を深め、各種事業等を通してつながりが持てる場を継続的に創出する必要があります。                                                                                        |
|            |                    | 1-① | ふれあいの場づくり            | 身近なところで気軽に立ち寄り、語りあえる場づくりを進めます。子育て世代や高齢者、障がいのある人等が孤立することなく、日常的なつながりが持てる場づくりを推進します。                      | 幼児課     | 園において日々の送迎時に保護者と子育てに関する話をすようにし、相談の機会づくりを進めました。また、クラス懇談会や園の行事等で保護者同士の交流の機会をつくりました。<br>コロナ禍前のような交流は難しいものの、戸外での自然体験等、感染対策をしながら世代間交流を実施しました。         |                                                                                                                                              | 2  | 地域の実状に合わせて各園が地域交流の場づくりを保育の中に位置づけていくための検討が必要である。                                   | →：継続    | 感染症対策に取り組みながら、子どもと保護者、地域及び多世代が交流する機会の充実に努めます。                                                                                                                              |
|            |                    | 1-① | ふれあいの場づくり            | 身近なところで気軽に立ち寄り、語りあえる場づくりを進めます。子育て世代や高齢者、障がいのある人等が孤立することなく、日常的なつながりが持てる場づくりを推進します。                      | 学校教育課   | 子どもに居場所を提供する団体との連携協力を推進し、支援を必要とする子どもを居場所へとつなぐことができました。<br>子どもに居場所を提供する団体との連携協力を推進し、団体間のネットワークの構築を行いました。                                          | ●各団体との交流<br>令和元、2年度 リスト作成<br>令和3、4年度 特定の居場所との連携                                                                                              | 4  | 引きこもりの子どもにアウトリーチできる人材がいなし。                                                        | →：継続    | 市スクールソーシャルワーカーと連携し、居場所づくりに努め、生徒に対する切れ目ない支援を進めます。                                                                                                                           |

|            | 施策                      | No  | 事業名                            | 施策・事業内容                                                                                                                                          | 担当課                      | 実施状況と成果                                                                                                                                              | 実績                                                                      | 評価 | 今後の課題                                                                            | 方向性  | 方向性の詳細                                                                                                |
|------------|-------------------------|-----|--------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------|----|----------------------------------------------------------------------------------|------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 市民全般に関わる施策 | 施策4<br>生きる<br>ことの<br>支援 | 1－① | ふれあいの場づくり                      | 身近なところで気軽に立ち寄り、語りあえる場づくりを進めます。子育て世代や高齢者、障がいのある人等が孤立することなく、日常的なつながりが持てる場づくりを推進します。                                                                | 生涯学習課                    | 新型コロナウイルス感染症の影響で一部中止した講座もありますが、各コミュニティセンターや児童館などを会場に講座を開催しました。                                                                                       | ●はつらつ教養大学<br>年5回（9学区）<br>令和2年度 45回<br>令和3年度 27回<br>令和4年度 44回            | 3  |                                                                                  | →：継続 | 参加者のニーズに応じた講座の実施に努めます。                                                                                |
|            |                         | 1－② | 障がいのある人に対する理解の促進               | 障がいのある人や障がいに対する理解の推進や交流の機会の充実により、障がいのある人と社会のつながりを強くし、障がいのある人を孤立させない環境をつくります。                                                                     | 障がい福祉課                   | 毎週木曜日にサロンを実施し、コロナ禍での交流や調理実習などで参加者同士の交流に制限がありましたが、参加者とお互いの理解を深める方法について検討し、実施しました。また、交流の場の必要性を再確認できました。                                                | サロン歩実績（延べ人数）<br>令和3年度 346人<br>令和4年度 451人                                | 4  | 参加者がお互いを理解し、交流できるような内容の検討や積極的な啓発を実施する必要があります。                                    | →：継続 | 徐々に交流やイベントを増やし、お互いの理解を深めるよう努めます。                                                                      |
|            |                         | 2－① | 人権いろいろ相談の実施                    | 人権擁護委員による「人権いろいろ相談」を通じ、人権に関わる悩みや不安を和らげます。                                                                                                        | 人権政策課                    | 人権擁護委員による「人権いろいろ相談」を実施し、人権に関わる悩みや不安を和らげました。                                                                                                          | ●人権いろいろ相談<br>令和元年度 年10回<br>令和2年度 年8回<br>令和3年度 年9回<br>令和4年度 年10回         | 3  | 人権擁護委員は相談に来られる方の話を親身になって聞く耳をもち、アドバイスできるように実施していくことが大切である。                        | →：継続 | 4月と1月を除いた年10回、人権擁護委員による人権いろいろ相談を継続して実施します。また、人権いろいろ相談と併せて電話やインターネットでも相談が可能な関係機関の相談窓口の周知に継続的に努めます。     |
|            |                         | 2－② | 疾病の予防                          | けん診の受診を促進し、生活習慣病やがん（大腸、胃、肺、子宮、乳）を早期発見することで、早期治療につながり重症化を予防するとともに、自身の健康管理につなげます                                                                   | 健康増進課                    | 大腸がん・乳がん・子宮頸がん・胃がん（胃内視鏡検査）検診・肝炎ウイルス検査・メタボ予防健診・結核検診・特定健康診査・後期高齢者健康診査については、委託医療機関にて実施しました。                                                             | 各種健康診査を委託医療機関で実施。集団検診は年13回実施。                                           | 4  | さらなる受診率の向上のため、受診しやすい環境づくりに向けた検討を進める必要がある。                                        | →：継続 | 継続してけん診の受診を促進し、生活習慣病やがん（大腸、胃、肺、子宮、乳）を早期発見することで、早期治療につながり重症化を予防するとともに、自身の健康管理につなげます。                   |
|            | 施策4<br>生きる<br>ことの<br>支援 | 2－② | 疾病の予防                          | けん診の受診を促進し、生活習慣病やがん（大腸、胃、肺、子宮、乳）を早期発見することで、早期治療につながり重症化を予防するとともに、自身の健康管理につなげます                                                                   | 保険年金課                    | 疾病の早期発見・早期治療と重症化予防のため、国民健康保険被保険者に特定健康診査を実施し、対象者の健康意識を高め、受診者の健康管理を支援することができました。                                                                       | ●特定健康診査 受診率<br>令和元年度 39.6%<br>令和2年度 34.3%<br>令和3年度 38.9%<br>令和4年度 40.0% | 3  | 健康増進課等と連携を図る中で、未受診者および中断者に対し、勧奨、指導を行う必要がある。                                      | ↑：充実 | さらなる受診率向上のため、早期受診事業を展開する。また、集団健診において新たに胃がん・子宮がん・乳がんの検診を可能とし、受診機会の拡大に努めます。                             |
|            |                         | 2－③ | 障がいのある人の地域生活の基盤づくり             | 相談等の各種支援を通じ、障がいのある人の抱える様々な問題に気づき、適切な支援先へとつなげます。                                                                                                  | 障がい福祉課                   | 相談支援の中で保健所や医療機関など適切な支援機関につなぎ、専門的な相談支援が必要な場合は、専門機関への相談し、アドバイスを受けるなど、適切な支援を受けられるように努めました。                                                              | ●相談件数（実数）<br>令和4年 1032人<br>令和3年 1062人<br>令和2年 609人<br>令和元年 619人         | 4  | 適切な支援に繋がれるように各支援機関について相互に理解する必要がある。                                              | →：継続 | 今後も必要に応じて他課や保健所、医療機関などと連携し、相談支援の中で適切な支援先につなぎます。                                                       |
|            |                         | 2－④ | 障がいのある人の就労支援                   | 就労支援を通じて、仕事以外の問題にも気づき、必要に応じて適切な支援先につなげます。                                                                                                        | 障がい福祉課                   | 就労支援を通じて、経済的な困窮や発達障がいなどの課題に対して、他課や滋賀県発達障害者支援センターなどの適切な相談窓口や支援機関と連携して対応しました。                                                                          | ●就労相談件数<br>令和元年 101人<br>令和2年 154人<br>令和3年 113人<br>令和4年 92人              | 4  | 個別化対応で本人のニーズやスキルに沿った対応ができるよう、積極的・継続的な連携が必要で                                      | →：継続 | 就労支援を通じて、適切な相談窓口や支援機関へのつなげ、適切な支援を行います。                                                                |
|            |                         | 2－⑤ | 保険制度の適正な運営                     | 税務課と連携を図り、資格者証対象者についても必要な医療が受けられるように健康的な生活の基盤の安定につなげます。                                                                                          | 保険年金課                    | 資格者証の交付を通じて対象者と接する機会を持ち、税務課ほか相談窓口と連携しながら受診等支援することができました。                                                                                             |                                                                         | 4  | 税務課と連携を図る中で、被保険者に理解いただけるよう、制度について説明する必要がある                                       | →：継続 | 今後も税務課等と連携を図り、資格者証対象者についても必要な医療が受けられるように健康的な生活の基盤の安定につなげます。                                           |
|            |                         | 2－⑥ | 良質な住宅の維持・提供                    | 生活困窮や低収入等の課題を抱える住宅困窮者に対し、公営住宅等を住宅セーフティネットとし、居住環境を提供します。                                                                                          | 住宅課                      | 定期募集により、住宅困窮者に対する居住環境と新型コロナウイルス対応として住居を確保することができました。                                                                                                 |                                                                         | 3  | 定期募集だけでなく緊急の際に、住宅困窮者への住居確保を行う必要がある。                                              | →：継続 | 生活困窮や低収入等の課題を抱える住宅困窮者に対し、公営住宅等を住宅セーフティネットとし、居住環境を提供します。                                               |
|            |                         | 2－⑦ | 住宅対策の推進                        | 耐震基準を満たさない住宅は、地震等による倒壊の危険性が高く、再建に伴う多額の費用や家族を失うことによる喪失感から自殺リスクが高まるため、住宅の耐震性の確保を通じて、自殺リスクの予防を進めます。                                                 | 住宅課                      | 耐震性の低い住宅の所有者に、耐震補強の方法や工事費概算額、補助金の概要を具体的にお知らせし、また、補助金を活用した耐震改修が実施されるなど、耐震化の促進を図ることができました。<br>図書館でのパネル展示や出前講座の実施、ショッピングセンターでのブース出展を実施し、耐震対策について啓発しました。 |                                                                         | 3  | 耐震化に関する補助事業の申込件数が伸び悩んでいます。                                                       | →：継続 | 住宅の耐震性の確保を通じて、安心して暮らせる環境づくりを支援します。<br>住宅対策について、効果的な啓発を実施する必要があることから、多様な方法で啓発を実施するとともに、補助事業を継続して実施します。 |
|            |                         | 2－⑧ | 防犯環境の整備                        | 犯罪に巻き込まれた被害者、加害者とその家族は、事件後自殺のリスクが高くなると考えられるため、防犯環境の整備を通じて、犯罪を予防することで、自殺リスクの軽減に努めます。                                                              | 危機管理課                    | 防犯灯や防犯カメラの整備、自主防犯組織への支援等を通して防犯環境を向上させることができました。                                                                                                      |                                                                         | 4  | 防犯環境維持のため防犯灯等の整備、防犯組織への支援を継続していく必要がある。                                           | →：継続 | 防犯環境の整備を徹底し、犯罪を減らし、自殺リスクを軽減させます。                                                                      |
|            |                         | 2－⑨ | 消費生活に関する相談                     | 消費生活に関する相談をきっかけに、必要に応じて、専門相談機関への案内により自殺対策に関連する支援を展開します。                                                                                          | 自治振興課                    | 消費生活相談を実施しました。自殺に関する相談内容は見られませんでした。が、内容に応じて関係機関と連携を図り、必要な支援を行いました。                                                                                   |                                                                         | 4  | 早期相談を促すため、機会あることに相談窓口の周知が必要。                                                     | →：継続 | 引き続き、必要に応じて、専門相談機関を案内するなど、自殺対策に関連する支援をしていきます。                                                         |
|            |                         | 2－⑩ | 住環境のトラブルに関する相談                 | 自殺に至る背景には、近隣関係の悩みやトラブルが関与している場合や、悪臭や騒音等の住環境に関するトラブルの背景に精神疾患の悪化が絡んでいる場合も少なくないため、公害や環境に関する市民からの苦情相談を通じ、自殺リスクの早期発見・対応に努めます。                         | 環境政策課                    | 公害や生活環境に関する苦情・相談に際し、相談者の行動・言動を通して自殺リスクの有無や可能性がないか配慮しました。                                                                                             |                                                                         | 4  | 住環境に関するトラブルについては、相談者の自殺リスクについて配慮すると共に、原因者側にも経済的困窮や精神疾患の悪化等の自殺リスクの要因を抱えている可能性がある。 | →：継続 | 公害や生活環境に関する苦情・相談に際し、相談者の行動・言動を通して自殺リスクの有無や可能性がないか配慮し、事業を進めます。                                         |
|            |                         | 2－⑪ | 外国人住民への支援                      | 外国人住民への支援をきっかけに、必要に応じて、専門相談機関への案内により自殺対策に関連する支援を展開します。                                                                                           | 自治振興課                    | 外国人住民への支援として、外国人住民の生活相談を実施しました。自殺に関連するような相談内容は見られませんでした。が、内容に応じて関係機関と連携を図り、必要な支援を行いました。                                                              |                                                                         | 4  | 対面による相談に対応できる曜日、時間帯、言語が限定的。                                                      | →：継続 | 引き続き、必要に応じて、専門相談機関を案内するなど、自殺対策に関連する支援をしていきます。                                                         |
|            |                         | 2－⑫ | 適正な課税・納税相談の実施                  | 期限内に税金の納付がない納税者は、生活面で深刻な問題を抱えている等、困難な状況にある可能性が高いため、納税相談を「生きていることの包括的な支援」の1つとして、様々な支援につなげられるよう対応に努めます。                                            | 税務課                      | 納税相談・生活困窮・多重債務・就労支援・生活資金貸付などの課題解決のために支援担当課へつなぐことができました。                                                                                              | ●総合相談<br>令和元年度 年4回<br>令和2年度 年2回<br>令和3年度 年4回<br>令和4年度 年4回               | 4  | 認知が十分でないことから、周知に努める必要があります。                                                      | →：継続 | 継続して、生活面で深刻な問題を抱えている等の困難が税滞納の原因となっている納税者について、納税相談、生活困窮、多重債務、就労支援等の生活課題解消のために支援担当課へつなぎます。              |
|            |                         | 2－⑬ | 効率的な総合窓口業務の実施                  | 戸籍・住民登録(DV等支援措置)の際に本人の話に傾聴することで、問題の早期発見・早期対応につなげます。また、相談先を迷っている人の主訴を的確に判断した上で、相談部署に案内します。                                                        | 総合窓口課                    | DV等の支援措置の相談者について、関係機関と連携をとり、問題の発見・対応にあたることができました。                                                                                                    | ●DV棟支援措置対象者<br>令和元年度 102人<br>令和2年度 129人<br>令和3年度 160人<br>令和4年度 160人     | 4  | 住民異動等の手続きの中で、支援の必要性に気づき、問題を早期発見できるかが課題である。                                       | →：継続 | 継続して事業を実施します。新規の支援措置対象者についても同様に、関係機関へ案内できる体制を継続します。                                                   |
|            |                         | 3－① | 湖南いのちサポート相談事業との連携による自殺未遂者支援の充実 | 自殺企図により救急搬送された患者及びその家族を対象に、同意に基づき、草津保健所と市等が連携して相談支援を行う等積極的に介入することで、再び自殺を図ることを防止するとともに、その家族の辛さを傾聴してこころの負担の軽減に努めます。また、市内の支援者と未遂者支援のあり方について検討を行います。 | 草津保健所<br>障がい福祉課          | 自殺企図のあったケースについて、草津保健所と連携し、本人の同意があったケースについては面談や訪問などをして、本人の課題を整理し、各相談機関等と連携して再企図防止に努めました。<br>広域での自殺対策会議に出席するなど、医療機関の現状などの把握に努めました。                     | 個別に面談や受診同行等を実施し、保健所と連携して関係者と連携しました。<br>各年度毎に圏域で行われた自殺対策推進会議等に出席しました。    | 4  | 幅広い悩みに対応できるよう相談員のスキルアップが必要です。また継続して他機関と連携が必要で                                    | →：継続 | 保健所から連絡のあった対象者について、相談対応や関係者との連携を継続して行い、再企図防止に努めます。<br>広域での自殺対策会議等に継続して出席し、情報共有に努めます。                  |
|            |                         | 3－② | 自殺未遂者の再企図防止に向けた支援              | 医療機関等から適切な相談支援機関につないでいくよう支援し、自殺の再企図防止に努めます。                                                                                                      | 草津保健所<br>障がい福祉課ほか        | 自殺企図のあったケースについて、草津保健所と連携し、本人の同意があったケースについては面談や訪問などをして、本人の課題を整理し、各相談機関等と連携して再企図防止に努めました。                                                              | 新規相談件数<br>R1年 5件<br>R2年 5件<br>R3年 7件<br>R4年 6件                          | 4  | 複雑・多様化する相談内容に対応できるよう相談員のスキルアップが必要です。                                             | →：継続 | 保健所から連絡のあった対象者について、相談対応や関係者との連携を継続して行い、再企図防止に努めます。                                                    |
|            |                         | 3－③ | 遺族への支援                         | 消防署や関係機関からの連絡を受け、庁内関係課や関係機関と連携して、自殺遺族の思いや要望により、自殺遺族への情報提供等を行います。                                                                                 | 滋賀県立精神医療センター<br>障がい福祉課ほか | 消防署や関係機関からの相談はありませんでした。                                                                                                                              | なし                                                                      |    | 遺族の方の相談先について更なる啓発が必要です。                                                          | →：継続 | 引き続き、消防署や関係機関からの連絡を受けた際に、庁内関係課や関係機関と連携して、情報提供等を行います。                                                  |

第 1 期栗東市自殺対策計画実施状況と評価および今後の方向性

資料2

|            | 施策           | No  | 事業名                    | 施策・事業内容                                                                                                                            | 担当課       | 実施状況と成果                                                                                                                                                                                             | 実績                  | 評価 | 今後の課題                                                                           | 方向性  | 方向性の詳細                                                                                                                                        |
|------------|--------------|-----|------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------|----|---------------------------------------------------------------------------------|------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| ライフステージ別施策 | 子ども・若者に関する施策 | 1-① | 母子保健の推進                | ・各種事業を通じて本人や家族の状態を把握し、必要に応じて関係機関と連携を図り、安心して妊娠、出産、子育てができるよう支援します。                                                                   | こども家庭センター | 母子健康手帳交付時から保健師、助産師による面談を実施し、こんにちば赤ちゃん訪問、また各乳幼児健康診査、訪問指導等を行いました。各種事業を通じて、妊娠期から切れ目のない支援を実施し、必要に応じて医療機関や、家庭児童相談室、発達支援課等と連携を図りました。                                                                      |                     | 4  | 複雑化重層化しているケースが増加しており、保健師、助産師のアセスメント能力の向上や関係機関との連携を強化していく必要があります。                | →：継続 | 継続して事業を実施し、必要に応じて関係機関と連携を図り、安心して妊娠、出産、子育てができるよう支援します。                                                                                         |
|            |              | 2-① | ひとり親家庭への相談業務           | ・ひとり親家庭福祉推進員の配置や母子福祉のぞみ会への支援、民生委員・児童委員、主任児童委員や福祉団体等との連携により、ひとり親家庭への相談体制の充実を図ります。<br>・母子・父子自立支援員を設置し、ひとり親家庭の自立に向け、相談や就職の情報提供等を行います。 | 子育て支援課    | ・滋賀県ひとり親家庭福祉推進員を9名配置し、ひとり親家庭個々の状況に応じた支援を行いました。併せて栗東市母子福祉のぞみ会への活動支援を行いました。<br>・母子・父子自立支援員、女性相談員を配置し、様々な相談に応じるとともに、関係機関との連携を図りながら支援を行いました。<br>・ひとり親家庭が抱える、就労や子育てをはじめとする生活全般の悩みに関わって、適切に支援を行うことができました。 |                     | 3  | 様々な支援が必要と思われるにも関わらず、他者からの介入を望まない方の場合、いかに関わってその方の悩みの解消に繋げていくかが課題です。              | →：継続 | 相談経緯や、離職原因を見ていく中で、関係機関につなげる必要が判るなど、第三者の目が入ることでの要因が判ることも多いので、相談者一人ひとりの状況に応じ、必要な支援につなげる必要があります。                                                 |
|            |              | 2-② | 図書館の利用促進               | ・読書を通じて生きる喜びに出会えるような資料を収集、提供します。<br>・学校に行きづらいと思っている子ども達にとって、図書館が「安心して過ごせる居場所」となるよう、図書館機能の充実、利用促進に努めます。                             | 図書館       | 多様な資料の収集・提供を行いました。<br>親しみやすい環境の実現のため、季節にあわせた展示等を実施しました。<br>子どもたちに向けたコーナーが親しみやすい環境となるように、季節にあわせた展示等を実施しました。                                                                                          |                     | 3  | 利用の促進に向け、統的な取り組みが必要です。                                                          | →：継続 | 利用の促進に向け、資料の収集、提供、環境整備を継続します。                                                                                                                 |
|            |              | 2-③ | 家庭・地域・学校の連携強化          | 家庭や地域において、様々な福祉課題について理解を深める学習機会を充実させ、自殺や自殺リスクの発見、対応についての理解を促進します。                                                                  | 学校教育課     | 子どもの状況の把握をするために、関係機関との連携のため、情報共有を行いました。他課との連携により、的確な情報が得られ、早期対応できました。<br>生徒指導主事会、児童生徒支援主任会のなかで、自殺リスクの発見、対応のための研修を実施しました。担当者に自殺や自殺リスク等に関する情報を周知したほか、各校で広めてもらうように依頼しました。                              |                     | 4  | 市内小中学校の生徒指導担当者に、自殺に対して未然防止や事後対応の知識が少ない。                                         | →：継続 | 継続して事業に取り組み、自殺や自殺リスクの発見、対応についての理解の促進を図ります。                                                                                                    |
|            |              | 2-④ | 親子のふれあい、親同士のつながりの促進    | 親子のふれあい、親同士のつながりのため、各コミュニティセンターを会場に社会教育重点分野事業の「子育て」をテーマに講座を開催します。                                                                  | 生涯学習課     | 児童館などを会場に、親子英語や親子リトミック、親子クッキングといった子育てをテーマとした講座を開催しました。                                                                                                                                              |                     | 3  |                                                                                 | →：継続 | 継続して事業を実施することで、親子のふれあいや親同士のつながりの促進を図ります。                                                                                                      |
|            |              | 2-⑤ | 地域子育ての支援               | 子育てに伴う過度な負担による自殺リスクの軽減を図るため、保護者が集い交流できる場を設け、危機的状況にある保護者を発見し、早期の対応に努めます                                                             | 幼児課       | 園において日々の送迎時に保護者と子育てに関する話をする中で、信頼関係を築き、何でも相談できる雰囲気づくりに努めました。その中で、保護者の困りごとを知り、必要に応じて、それぞれにあった支援につなげました。                                                                                               |                     | 4  | 子育て支援に関わる関係課間の意見交流の継続や保護者支援の役割等の内容の検討が必要である。                                    | →：継続 | 個別の相談においては、必要に応じて、関係機関につなぐことができよう各課との連携が必要です。<br>今後さらに保護者同士のつながりを大切にできるように、保護者がつながる場を提供していく予定です。また、保護者との信頼関係を深めながら、今後も保護者の様々な悩みを出せるようにしていきます。 |
|            |              | 2-⑤ | 地域子育ての支援               | 子育てに伴う過度な負担による自殺リスクの軽減を図るため、保護者が集い交流できる場を設け、危機的状況にある保護者を発見し、早期の対応に努めます                                                             | 子育て支援課    | ・地域子育て支援センターにおいて、子育て相談を実施し、子育ての悩みのほか、保護者の悩みへの対応を行いました。また、子育て講座により、子育ての疑問や悩みの解消に努めました。<br>・子育て相談員が各児童館を巡回して相談に乗るほか、自ら支援を求められないが、支援が必要な保護者を察知し、寄り添い支援につなげています。                                        | ●児童館<br>各小学校区に1つ 9館 | 4  | 保護者の悩みを聞く中で、他機関への情報提供や連携が必要な場合があるため、相談が1度で終わってしまうことがないように、安心して相談できる場となる必要があります。 | →：継続 | ・男性を対象とした子育て講座の開催に取り組みます。<br>・相談員が各児童館に巡回する他、電話での相談や日々の会話から危険性を感じることがあります。職員の気づきが重要になるため、子育て支援員、相談員や主任など、職員の高めていく必要があります。                     |
|            |              | 3-① | いのちの大切さを学ぶ教育           | 幼少期から相談することの大切さを理解し、悩みやストレスに対処できるようにするための学習を推進していきます                                                                               | 学校教育課     | 各小中学校の生徒指導推進計画のなかで、いのちの大切さを学ぶ教育を位置づけ、実施しました。                                                                                                                                                        |                     | 3  | 継続して生徒指導推進計画にいのちの大切さを学ぶ教育を位置づけていく必要がある。                                         | →：継続 | 継続して、幼少期から相談することの大切さを理解し、悩みやストレスに対処できるようにするための学習の機会をつくります。                                                                                    |
|            |              | 3-② | 学校や地域における学習機会の充実       | 家庭や地域において、様々な福祉課題について理解を深める学習機会を充実させ、自殺や自殺リスクの発見、対応についての理解を促進します。                                                                  | 学校教育課     | 生徒指導主事会、児童生徒支援主任会のなかで、自殺リスクの発見、対応のための研修を実施しました。担当者に自殺や自殺リスク等に関する情報を周知したほか、各校で広めてもらうように依頼しました。                                                                                                       |                     | 4  | 自殺に対するクライシスマネジメントが課題なので、研修等を行っていく必要がある。                                         | →：継続 | 継続して事業に取り組み、自殺や自殺リスクの発見、対応についての理解の促進を図ります。                                                                                                    |
|            |              | 3-③ | 青少年の非行防止               | 少年補導委員による街頭補導活動、青少年育成市民会議による愛のバトロール・愛の声かけや子ども110番の家事業への支援を行います。                                                                    | 生涯学習課     | 街頭補導を実施していましたが、コロナ禍では、通常、特別街頭補導は中止を余儀なくされました。その代わりに、小学校区単位で現地集合、解散方式の街頭補導を実施しました。愛のバトロールはコロナ禍の中、密を避けながら実施いただけました。子ども110番の旗は、各コミセンを通じて地域振興協議会へ配布しました。                                                |                     | 3  |                                                                                 | →：継続 | 継続して、少年補導委員による街頭補導活動、青少年育成市民会議による愛のバトロール・愛の声かけや子ども110番の家事業への支援を行います。                                                                          |
|            |              | 3-④ | 青少年の健全育成               | 青少年健全育成のため、社会を明るくする運動の推進、青少年育成市民会議事業の展開、少年センターによる街頭補導活動を実施します。                                                                     | 生涯学習課     | 社会を明るくする運動は、コロナ禍では街頭啓発は中止しましたが愛の募金、各団体への助成活動、啓発物品の配布を実施しました。青少年育成市民会議はコロナ禍では多くの事業が中止となりましたが、愛のバトロール研修会、中学生広場、ミニ会議、白ポストの回収、子ども110番通報訓練の支援を行いました。少年センターによる街頭補導は重点地域を実施しました。                           |                     | 3  |                                                                                 | →：継続 | 継続して各組織・団体が一致協力し、青少年の健全育成に努めます。                                                                                                               |
|            |              | 3-④ | 青少年の健全育成               | 自然体験学習センターにて、自然の中で集団生活と宿泊研修を通じて心豊かで明るくたくましい青少年の育成を図ります。                                                                            | 生涯学習課     | 自然体験学習センターにおいて、自然の中で集団生活と宿泊研修を通じて心豊かで明るくたくましい青少年の育成を図りました。コロナ禍の影響で施設利用・売上が大大幅な減少となり宿泊は厳しい状況でした。                                                                                                     |                     | 3  |                                                                                 | →：継続 | 新たな業者に指定管理を3年間実施する予定で、事業を継続し、心豊かで明るくたくましい青少年の育成を図ります。                                                                                         |
|            |              | 3-⑤ | 児童生徒支援室設置事業            | 不登校を含め課題を抱えた児童生徒は、本人自身のみならず、その家庭も様々な問題や自殺リスクを抱えている可能性もあります。そうしたリスクに対して、児童生徒の家庭の状況にも配慮した上でスクールカウンセラーや専門相談員と連携し、問題解決につなげます。          | 学校教育課     | 児童生徒支援室における相談、支援教室を通して、子どもと保護者を支援するとともに、巡回SCを派遣して悩み等の相談に応じ、助言や援助を行い、自殺リスクの低減を図りました。                                                                                                                 |                     | 4  | 相談事業の相談員が毎年入れ替わり、年度を超えた支援ができない。                                                 | →：継続 | 今後も児童生徒支援室との連携を強化し、相談や支援教室を通して、子どもと保護者を支援するとともに、巡回SCを派遣し、悩み等の相談に応じ、助言や援助を行い自殺リスクの低減を図ります。                                                     |
|            |              | 3-⑥ | 学校におけるこころの健康づくり推進体制の整備 | 心身の問題を抱える生徒や保護者との関わる機会が多い養護教諭等に対し、子どもとこころの健康に関する研修を行います。                                                                           | 学校教育課     | 児童生徒支援主事会のなかで、子どもの心のケアに関する研修を行いました。                                                                                                                                                                 |                     | 3  | 心のケアの研修内容の見直しが必要である。                                                            | →：継続 | 心身の問題を抱える生徒や保護者との関わる機会が多い児童生徒支援主任等のスキルアップを継続して図ります。                                                                                           |
|            |              | 3-⑦ | 放課後子ども教室               | 小学校の体育館やコミュニティセンター等を活用し、地域の多様な人々の参画を得て、学習やスポーツ・文化活動、地域住民との交流等に取り組みます。                                                              | 生涯学習課     | 小学校の体育館やコミュニティセンターなどを活用し、地域の多様な人々の参画を得て放課後子ども教室に取り組み、学習やスポーツ・文化活動、地域住民との交流を促進しました。                                                                                                                  |                     | 3  |                                                                                 | →：継続 | 継続して放課後子ども教室に取り組み、子どもと地域の交流の機会の充実を図るとともに、放課後子ども教室事業が未実施の学区に対する働きかけを行います。（臨時的に実施予定）                                                            |

|            | 施策           | No  | 事業名                 | 施策・事業内容                                                                                                                                                                             | 担当課                | 実施状況と成果                                                                                                                                                                                                           | 実績                                                                   | 評価 | 今後の課題                                                                              | 方向性  | 方向性の詳細                                                                                                                |
|------------|--------------|-----|---------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------|----|------------------------------------------------------------------------------------|------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| ライフステージ別施策 | 子ども・若者に関する施策 | 3-⑧ | 児童館の運営              | 放課後の居場所として、子ども達に健全な遊びの場や機会を提供します。また、長期休暇中において活動を行い、仲間づくりを通じ社会性・創造性・思いやりのこころを育みます。                                                                                                   | 子育て支援課             | 各児童館において安心、安全な遊びの場の提供を実施しました。                                                                                                                                                                                     | ●児童館<br>各小学校区に1つ 9館                                                  | 4  | 小学生中学生等の学齢期の子どものための居場所となるような環境づくりや、事業を実施していくことが必要です。                               | →：継続 | ・放課後の居場所として、子ども達に健全な遊びの場や機会の提供を図ります。<br>・小学生事業の回数や内容の見直しを行います。また、館のおもちゃやそれを使った遊び方などを知らせ、居心地のよい雰囲気づくりに努めます。            |
|            |              | 3-⑨ | 学校、保育園等における食育の推進    | ・食生活に問題があり、生活習慣病等に罹患する人には、日常生活上の困難を抱えていることがあるため、本人や家族等と対面で応対する機会を活用し、問題の早期発見・早期対応を図ります。<br>・乳幼児期からの健康な心身の育成の啓発と推進に努めます。                                                             | 学校教育課              | 定期教育相談や日頃の児童生徒観察から把握できる課題について、学期末懇談等の機会を設けて、保護者にフィードバックし、解決に向けて相談しました。保護者に関心を持ってもらうことで、健康な心身の育成につなげることができました。                                                                                                     |                                                                      | 4  | 問題把握のために、日頃の児童生徒観察の方法にさらに工夫を図る必要があります。                                             | →：継続 | 継続して学生本人や家族等と対面で応対する機会を活用し、問題の早期発見・早期対応を図ります。また、各校、児童生徒支援や要保護対策と連携して取り組みます。                                           |
|            |              | 3-⑨ | 学校、保育園等における食育の推進    | ・食生活に問題があり、生活習慣病等に罹患する人には、日常生活上の困難を抱えていることがあるため、本人や家族等と対面で応対する機会を活用し、問題の早期発見・早期対応を図ります。<br>・乳幼児期からの健康な心身の育成の啓発と推進に努めます。                                                             | 幼児課                | 給食だよりを月1回発行しました。給食を展示して、保護者にも乳幼児における必要な食事内容を見てもらうたり、親子の会話にもつなげていけるようにしています。また、管理栄養士による食育研修を実施しています。園での食育計画をもとに夏野菜や米等の栽培活動を実施し、食育を保育の中で大事にしています。コロナ禍であるためクッキング活動はできませんが、収穫したものを家庭に持ち帰り、園と家庭がつながり合いながら食育の推進を深めています。 |                                                                      | 3  | 様々な家庭背景を抱える子どもにとって、望ましい食生活が送れていない状況が多く見られる。そのような状況の中で、保護者に食育の大切さを伝えていく必要がある。       | ↑：充実 | 園での食育計画をもとに夏野菜や米等の栽培活動を実施し、食育を保育の中で大事にしています。コロナ禍であるためクッキング活動はできませんが、収穫したものを家庭に持ち帰り、園と家庭がつながり合いながら食育の推進を深めています。        |
|            |              | 3-⑩ | 家庭養育の支援             | ・児童虐待は、家庭が困難な状況にあることを示す1つのシグナルであるため、保護者への支援を通じて問題の深刻化を防ぐことで自殺リスクの軽減を図ります。<br>・被虐待の経験は、子ども自身の自殺リスクや成長後の自殺リスクを高める要因にもなるため、児童虐待防止を通じて、子どもの自殺防止、将来的な自殺リスクの抑制に努めます。                      | こども家庭センター          | 滋賀県中央子ども家庭相談センターや警察等の関係機関および学校・園等との連携や、保護者との面談などを通して、家庭内における状況把握と児童虐待の防止に努めることができましたが、より専門的な対応が求められることもあります。                                                                                                      |                                                                      | 4  | 家庭状況が複雑なケースが増え、より専門的な課題分析や対応が必要になっており、対応する職員の資質の向上や関係機関の連携をさらに強めていく必要があります。        | →：継続 | 滋賀県中央子ども家庭相談センター等の関係機関、また学校・園との連携を強化し、家庭内における状況把握と児童虐待の防止や子どもに対する支援を図ります。                                             |
|            |              | 3-⑪ | 発達支援の充実             | 子育ての悩みや困難の解決に向けて、発達支援事業や発達相談による保護者の負担や不安の解消に取り組み、育児うつや自殺等のリスク軽減に努めます。<br>また家庭での適切な支援につなげることで、発達障がいのある幼児・児童生徒の二次障害(自殺リスク)の予防を図ります。                                                   | 発達支援課              | 子育ての悩みや困難の解決に向け、ペアレント・トレーニングを開催しました。<br>たんぼぼ教室・幼児ことばの教室では、家庭でも保護者が支援者と同じ支援を子どもに行えるよう、保護者を交えた中で子ども達の発達支援を実施しました。<br>関係機関と連携を図りながら、発達相談を通して保護者支援を実施しました。                                                            | ●ペアレントトレーニング<br>令和元年度 年13回<br>令和2年度 年13回<br>令和3年度 年13回<br>令和4年度 年14回 | 4  | 保護者が、子育てへの悩みや困難を抱え込まないよう、相談できる機会や場の提供を継続します。実態やニーズに応じて、保護者間ネットワーク作りを展開していく必要があります。 | →：継続 | ペアレント・トレーニングを実施します。発達相談を受けた方と、たんぼぼ教室・幼児ことばの教室を修了した方を対象とし、継続した支援に努めます。<br>たんぼぼ教室・幼児ことばの教室・発達相談は継続して実施し、保護者の不安の解消に努めます。 |
|            |              | 4-① | SOSの出し方に関する教育の推進    | 学校において、いのちや暮らしの危機に直面したとき、誰にどうやって助けを求めればよいかの具体的かつ実践的な方法を学ぶと同時に、つらいときや苦しいときには助けを求めてもよいということを学ぶ教育を推進します。                                                                               | 学校教育課              | 児童生徒支援主任会を実施しており、各校において支援を要する児童生徒への支援につながりました。                                                                                                                                                                    | ●児童生徒支援主任会 年12回                                                      | 3  | 児童生徒支援主任会の内容を見直す必要がある。                                                             | →：継続 | SOSの出し方に関する教育を継続して実施し、助けを求める方法や助けを求めていいという意識の浸透を図ります。                                                                 |
|            |              | 4-② | 児童生徒、教職員に対する普及啓発の推進 | 研修等の資料として相談先一覧等のカードやリーフレットの配布を行い、教職員自身ならびに児童生徒向けの支援策の普及啓発を徹底するとともに活用を図ります。                                                                                                          | 学校教育課              | 市内小中学校に長期休業前に相談カードを配布しました。                                                                                                                                                                                        | ●長期休暇前の相談カードの配布 年2回                                                  | 3  | 配布する時期を見直す必要がある。                                                                   | →：継続 | 相談先一覧等のカードやリーフレットの配布を行い、教職員自身ならびに児童生徒向けの支援策の普及啓発を継続して徹底します。                                                           |
|            |              | 4-③ | 教職員に対する研修の推進        | 教職員向けに援助希求的態度(SOSの出し方等)を養い、自殺リスクを抱えている子どもへの支援に関する教育につなげます。                                                                                                                          | 学校教育課              | 児童生徒支援主任会を実施しており、各校において支援を要する児童生徒への支援につながりました。                                                                                                                                                                    | ●児童生徒支援主任会 年12回                                                      | 4  | 研修内容の見直しをする必要がある。                                                                  | →：継続 | 支援を要する子どもの早期発見に取り組みます。                                                                                                |
|            |              | 4-④ | 教職員向けゲートキーパー研修の開催   | 児童生徒と日々接している教職員に対し、SOSのサインについて、いち早く気づき、どのように受け止めるか等についての理解を深めるため、研修を開催します。                                                                                                          | 学校教育課              | 児童生徒支援主任会を実施しており、各校において支援を要する児童生徒への支援につながりました。                                                                                                                                                                    | ●児童生徒支援主任会 年12回                                                      | 4  | 研修内容の見直しをする必要がある。                                                                  | →：継続 | 支援を要する子どもの早期発見に取り組みます。                                                                                                |
|            |              | 4-⑤ | いじめ防止対策事業           | ・いじめは児童生徒の自殺リスクを高める要因の1つであり、いじめを受けている児童生徒の早期発見と対応を行うだけでなく、いじめを受けた子どもが周囲に助けを求められるよう、SOSの出し方の教育を推進することで、児童生徒の自殺防止につなげます。<br>・個別支援時に、相談カードを児童生徒に配布することで、いじめにあった際の相談先の情報等を周知することにつなげます。 | 学校教育課              | いじめ等対策参事員と指導主事による学校訪問を実施しました。<br>市内小中学校に長期休業前に相談カードを配布しました。                                                                                                                                                       | ●いじめ対策参事員と指導主事による学校訪問 年24回                                           | 4  | 引き続き、学校訪問で管理職や生徒指導担当者に指導・助言を的確に行う必要がある。                                            | →：継続 | いじめを受けている児童生徒の早期発見と対応を行うだけでなく、いじめを受けた子どもが周囲に助けを求められる取り組みを継続します。                                                       |
|            |              | 5-① | いじめ防止に向けた啓発         | 児童生徒やその保護者、教職員に対し、教育活動や研修等を通して、いじめを防止することの重要性に関する啓発を図ります。                                                                                                                           | 学校教育課              | いじめ等対策参事員と指導主事による学校訪問を行い、行事や学習のなかにおけるいじめに関する取り組みについて確認しました。                                                                                                                                                       | ●いじめ対策参事員と指導主事による学校訪問 年24回                                           | 4  | 各小中学校のいじめに対する取組の見直しを行う必要がある。                                                       | →：継続 | 継続して、いじめを防止することの重要性に関する啓発を図ります。                                                                                       |
|            |              | 5-② | 道徳教育の推進             | 道徳教育を通じ、子どもの人格の基盤を養い、現実の困難な問題に主体的に対処できる力の育成につなげます。                                                                                                                                  | 学校教育課              | 道徳が教科化された趣旨に基づいて、子どもの人格の基盤を養い、困難な問題に主体的に対処できる力を養いました。                                                                                                                                                             | ●特別な教科 道徳<br>令和元年度 35回<br>令和2年度 35回<br>令和3年度 35回<br>令和4年度 35回        | 4  | 考え、議論する道徳教育の充実を図るとともに、児童生徒の道徳性に係る成長を的確に見取り評価する必要がある。                               | →：継続 | 今後も、各校において児童生徒がよりよく生きるための基盤の育成を図ります。                                                                                  |
|            |              | 5-③ | 教職員のメンタルヘルスの推進      | ・教職員の過労や長時間労働が問題となる中で、研修により、メンタルヘルスの状態を客観的に把握し、必要な場合には適切な支援につなげる等の対応を取ることで等について理解を深めます。<br>・労働安全衛生法に基づき、学校職員等のストレスチェックを実施し、メンタル不調の未然防止を図るとともに、学校や教職員の業務の見直しを推進し、教職員の多忙化解消につなげます。    | 学校教育課              | 教職員のストレスチェックを行い、個々の状況を把握するとともに、業務の見直しを進めました。                                                                                                                                                                      | ●ストレスチェック受検率<br>令和元年度 72.2%<br>令和2年度 78.3%<br>令和3年度 81.8%<br>令和4年度   | 4  | ストレスチェックの結果を活かしながらの業務の見直しを、より効果的に活用する必要がある。                                        | →：継続 | 引き続き教職員のメンタル不調の未然防止の意識向上のため、受検をするようはたらきかけます。                                                                          |
|            |              | 5-④ | 学校サポート支援員事業         | 様々な課題を抱えた児童生徒自身、及びその保護者等が自殺リスクを抱えている場合に備え、スクールソーシャルワーカーによる関係機関との連携を深め、児童生徒や保護者の自殺リスクの軽減を図ります。                                                                                       | 学校教育課              | 市内中学校にスクールソーシャルワーカーを配置し、児童生徒の支援を通して、自殺リスクの低減を図りました。                                                                                                                                                               | ●市内中学校へのスクールソーシャルワーカーの配置 1名                                          | 4  | 市内SSWの人数が少なく、支援が届かないことがあった。                                                        | →：継続 | スクールソーシャルワーカーとの連携を深め、児童生徒や保護者の抱えている様々な課題の早期発見に努め、自殺リスクの軽減を図ります。家庭環境等に課題を抱える児童生徒の支援を行います。支援を必要とする児童生徒が多く、専門職員の拡充が必要です。 |
| 壮年期に関する施策  |              | 1-① | 長時間労働の是正            | ・過労死、過労自殺がなく、仕事と生活を調和させ、健康で充実して働き続けることのできる社会の実現のための対策を推進します。<br>・滋賀労働局等と連携し、セミナーや研修を開催する等、関連する法制度等の周知啓発を図ります                                                                        | 商工観光労政課            | 「働き方改革に取り組む事業主への支援」「改正育児・介護休業法」「男女共同参画の職場での取り組み」について記載されたチラシを市内事業所に配布しました。                                                                                                                                        | ●事業主支援についてのチラシを配布 年1回                                                | 4  | 事業所向けの働き方改革などの情報提供するなど、引き続き啓発が必要です。                                                | →：継続 | 企業へ訪問する推進班員の学習機会の提供が必要です。                                                                                             |
|            |              | 1-② | 労務相談                | 事業主を対象に、雇用する労働者の休業・雇用問題・年金相談、労使間のトラブル、労働条件の整備等の相談に応じます                                                                                                                              | 商工観光労政課<br>大津労働基準局 | 事業主を対象に、雇用する労働者の休業・雇用問題・年金相談、労使間のトラブル、労働条件の整備等の相談を実施していますが、相談実績はありませんでした。                                                                                                                                         |                                                                      | 2  | 傾聴し適切な窓口へ繋げます。                                                                     | →：継続 | 労務相談を受けた場合は、適切な窓口（労働局等）へつなげます。                                                                                        |

第 1 期栗東市自殺対策計画実施状況と評価および今後の方向性

資料2

|            | 施策        | No  | 事業名                        | 施策・事業内容                                                                                                                                            | 担当課     | 実施状況と成果                                                                                                                          | 実績                                                                  | 評価 | 今後の課題                                                                                                        | 方向性  | 方向性の詳細                                                                                                                                                                        |
|------------|-----------|-----|----------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------|----|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| ライフステージ別施策 | 壮年期に関する施策 | 1-③ | ハラスメント防止の啓発                | 職場におけるパワーハラスメント対策及びセクシャルハラスメント対策については、滋賀労働局等関連機関と連携し、セミナーや研修を開催する等、関連する法制度等の周知啓発を図ります。                                                             | 商工観光労政課 | 事業所に対し、企業訪問活動時にパワハラ対策資料を送付し、法制度の周知啓発を図りました                                                                                       | ●セミナー開催<br>令和元年度 他主催の研修の情報提供<br>令和2年度 未実施<br>令和3年度 未実施<br>令和4年度 年1回 | 4  | 引き続き企業への啓発が必要です。                                                                                             | →：継続 | 職場におけるパワーハラスメント対策やセクシャルハラスメント対策を継続して実施し、安心して働ける環境づくりを推進します。                                                                                                                   |
|            |           | 2-① | 生活困窮者等に対する相談窓口の充実          | 生活困窮者等の関連窓口を充実させるために、様々な相談事業を実施するほか、生活上の課題に関連する相談に対応できるような連携体制を整えます。                                                                               | 社会福祉課   | 生活困窮者に対する課題解決に向けた支援を行うため、関係課等で組織した生活困窮者自立支援調整会議を開催し、連携体制を整え、支援についての協議を行いました。関係課で互いに情報共有し、各案件について多面的に解決のための協議が図れました。              | ●生活困窮者自立支援調整会議 月1回                                                  | 4  | 継続して様々な相談事業を実施するとともに、生活困窮等、制度の狭間の問題のように多様化、複雑化する課題に対応できるよう、関係課、関係機関で情報の共有を図り、関係各課の進捗状況を把握し、課題解決に取り組む必要があります。 | ↑：充実 | 生活困窮者等の関連窓口を充実させるために、継続して様々な相談事業を実施するとともに、関係課、関係機関で情報共有を図り、各課題の進捗状況を把握し、課題解決に取り組んでいきます。<br>市民の日常生活上の悩みや生活困窮、ひきこもり、虐待等の様々な相談に応じるとともに、多機関協働による対応やアウトリーチによる支援等、断らない相談支援体制を構築します。 |
|            |           | 2-② | 滞納金の徴収担当職員に対するゲートキーパー研修の実施 | 税金等の滞納者を臨戸訪問し徴収業務を行う職員や、窓口で納付相談に応じる職員を対象に、ゲートキーパー研修を実施することで、自殺のリスクを抱えた滞納者を早期に発見し、支援へとつなげる体制を強化します。また、相談対応の際にリーフレットを配布する等、相談先情報の周知を図ります。            | 税務課ほか   | 滞納金の徴収担当職員に対するゲートキーパー研修を実施し、ゲートキーパーの役割の認識を向上するとともに、ゲートキーパーとしての取り組みを実施することができました。                                                 | ●ゲートキーパー研修                                                          | 4  | 納付相談員および納付指導員が継続してゲートキーパー研修を積極的に受けることで、自殺リスクを抱えた滞納者を早期に発見し、関係部署に繋ぐことで支援を行う必要があります。                           | →：継続 | 対応時に自殺リスクを抱えた滞納者を支援につなげる取り組みを継続します。                                                                                                                                           |
|            |           | 2-③ | 生活保護に関する相談                 | 生活困窮者等の関連窓口を充実させるために、様々な相談事業を実施するほか、生活上の課題に関連する相談に対応できるような連携体制を整えます。                                                                               | 社会福祉課   | 生活困窮者に対する課題解決に向けた支援を行うため、関係課等で組織した生活困窮者自立支援調整会議に、生活保護担当職員も参加することで、連携を図り、支援についての協議を行いました。                                         | ●生活困窮者自立支援調整会議 月1回                                                  | 4  | 継続して様々な相談事業を実施するとともに、生活困窮等、制度の狭間の問題のように多様化、複雑化する課題に対応できるよう、関係課、関係機関で情報の共有を図り、関係各課の進捗状況を把握し、課題解決に取り組む必要があります。 | →：継続 | 生活上の課題に関連する相談に対応できるよう関係課、関係機関で情報共有を図り、各課題の進捗状況を把握し、課題解決に取り組んでいきます。                                                                                                            |
|            |           | 2-④ | 各種納付相談                     | 税金等の納付について、生活面で困難な状況にある人が随時相談できる窓口を設けています。また、各種納付相談を「生きていることの包括的な支援」のきっかけと捉え、実際に様々な支援につなげられる体制に取り組みます<br>年金未納者に対し、免除制度の周知を図り、相談状況によっては様々な支援につなげます。 | 税務課ほか   | 生活面で深刻な問題を抱えている等の困難が税滞納の原因となっている納税者について、納税相談、生活困窮、多重債務、就労支援等の生活課題解消のための支援担当課につなぐことができました。                                        |                                                                     | 3  | 引き続き、丁寧な聞き取りを行い、適切に支援担当課へつなぐ必要があります。（税務課）                                                                    | →：継続 | 談対応時に自殺リスクを抱えた滞納者を支援につなげる取り組みを継続します。                                                                                                                                          |
|            |           | 2-④ | 各種納付相談                     | 税金等の納付について、生活面で困難な状況にある人が随時相談できる窓口を設けています。また、各種納付相談を「生きていることの包括的な支援」のきっかけと捉え、実際に様々な支援につなげられる体制に取り組みます<br>年金未納者に対し、免除制度の周知を図り、相談状況によっては様々な支援につなげます。 | 保険年金課   | 年金制度案内・広報紙による市民への周知を図ったほか、窓口対応に加え、必要に応じて他の相談・支援窓口と連携しました。                                                                        | 年金制度案内・広報紙による市民周知<br>年12回<br>納付減免・猶予相談・随時                           | 4  | 今後も市民への周知を図り、他の相談窓口と連携する必要があります。                                                                             | →：継続 | 各種納付相談を「生きていることの包括的な支援」のきっかけと捉え、様々な支援につなげられる体制づくりに継続して取り組みます。                                                                                                                 |
|            |           | 2-⑤ | 相談を通じた生きづらさ解消の支援の実施        | 生活困窮者支援に基づく相談、また社会福祉協議会、民生委員・児童委員、自治会等による地域連携により、地域福祉に関する個別課題の解決を図り、生きづらさを感じる人への支援を行います。                                                           | 社会福祉課   | 相談案件等があれば窓口で受け付け、場合によって関係課とともに相談支援を協議しました。様々な相談案件に対して、関係課と連携しながら必要な支援につなげることができました。                                              |                                                                     | 4  | 継続して様々な相談事業を実施するとともに、生活困窮等、制度の狭間の問題のように多様化、複雑化する課題に対応できるよう、関係課、関係機関で情報の共有を図り、関係各課の進捗状況を把握し、課題解決に取り組む必要があります。 | →：継続 | 支援を必要とする人が、相談できないまま孤独・孤立に陥ることがないよう、複雑化・複合化する課題に対応できる相談体制の充実を図るとともに、地域、関係機関、団体、事業所等との協働のもと、参加支援、地域づくり支援に取り組みます。                                                                |
|            |           | 3-① | 生活困窮者への支援                  | 「生活困窮者自立支援法」に基づく様々な支援を実施し、関係機関や民生委員・児童委員、近隣住民等と連携し、生活困窮者を支える仕組みづくりに取り組みます。                                                                         | 社会福祉課   | 関係課等で組織した生活困窮者自立支援調整会議を開催し、課題案件について協議を行いました。民生委員・児童委員等から連絡のあった案件についても協議しました。                                                     |                                                                     | 4  | 継続して様々な相談事業を実施するとともに、生活困窮等、制度の狭間の問題のように多様化、複雑化する課題に対応できるよう、関係課、関係機関で情報の共有を図り、関係各課の進捗状況を把握し、課題解決に取り組む必要があります。 | →：継続 | 複雑化、多様化する相談案件に対して、複数の関係課、関係機関と連携して対応していきます。                                                                                                                                   |
|            |           | 3-② | 生活困窮者自立相談支援                | 生活保護に至る前の段階の自立支援策の強化を図るため、生活困窮者に対し、自立相談支援事業の実施、住居確保給付金の支給その他の支援を行うための所要の措置を講ずるもので、その人の状態に応じて個別に検討し、経済的な自立のみならず、日常生活における自立や社会生活における自立を支援します。        | 社会福祉課   | 自立した生活が営まれるよう、生活困窮者に対し、相談員による自立相談や就労支援、住居確保給付金の支給による住居の確保を行い、日常生活や社会生活における自立を支援しました。                                             |                                                                     | 4  | 継続して様々な相談事業を実施するとともに、生活困窮等、制度の狭間の問題のように多様化、複雑化する課題に対応できるよう、関係課、関係機関で情報の共有を図り、関係各課の進捗状況を把握し、課題解決に取り組む必要があります。 | →：継続 | 複雑化、多様化する相談案件に対して、複数の関係課、関係機関と連携して対応していきます。<br>物価高騰問題も継続して生活に影響しており、引き続き生活困窮者に対する自立相談支援、就労支援等の必要な支援を行っていきます。                                                                  |
|            |           | 3-③ | 就労支援                       | 就労支援と自殺対策事業とを連動、連携させることにより、生きることを支援します。また、働く意欲がありながら、就職することに困難を抱えている人に対し、保健・福祉・教育・生活等他の自殺対策事業と連携し、個々のケースに応じた支援を行います。                               | 商工観光労政課 | 個々の就労阻害要因の解決につながるよう、関係各課・機関と連携し支援に結び付けました。                                                                                       |                                                                     | 4  | 関係課や関係機関と連携した就労支援が引き続き必要です。                                                                                  | →：継続 | 継続して就労支援と自殺対策事業とを連動、連携させることにより、生きることを支援します。                                                                                                                                   |
|            |           | 3-④ | 国民健康保険制度の周知                | 保険証、限度額適用認定証の交付時や保険税の納付相談時に、生活状況や体調面の聞き取りを行い、自殺のリスクの発見に努めます。また、必要に応じて関係機関に適切につなぎます                                                                 | 保険年金課   | 国民健康保険各証発行の業務手順において、滞納に至る事情の照会や該当者へ来所相談の勧奨を行い、面談機会の設定に努めました。<br>④保険証、限度額適用認定証の交付時や保険税の納付相談時に、生活状況や体調面の聞き取りを行い、必要に応じて関係機関につなぎました。 |                                                                     |    | 加入や更新時に、被保険者に分かりやすい制度の説明を行う必要がある。                                                                            | →：継続 | 継続して保険証、限度額適用認定証の交付時や保険税の納付相談時に、生活状況や体調面の聞き取りを行い、自殺のリスクの発見に努めます。                                                                                                              |

第 1 期栗東市自殺対策計画実施状況と評価および今後の方向性

資料2

|            | 施策                          | No  | 事業名                         | 施策・事業内容                                                                                                                                                                 | 担当課        | 実施状況と成果                                                                                                                                                                     | 実績                                                                   | 評価 | 今後の課題                                                                      | 方向性     | 方向性の詳細                                                                                                                                                       |
|------------|-----------------------------|-----|-----------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------|----|----------------------------------------------------------------------------|---------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| ライフステージ別施策 | 高齢者に関する施策                   | 1-① | 総合相談・支援の充実                  | 高齢者やその家族、地域団体等から、高齢者の生活全般(福祉、医療、介護等)に関する相談を受けるとともに、相談支援事業にて蓄積された課題を生活支援コーディネーターや認知症地域支援推進員と情報を共有し、地域包括ケアシステム推進のための課題として整理します。                                           | 長寿福祉課      | 3圏域に地域包括支援センターを設置したことにより、身近に相談しやすい体制の構築が図れました。また、関係機関との連携を図ることができました。<br>相談支援事業にて蓄積された課題を生活支援コーディネーターや認知症地域支援推進員と情報を共有しました。                                                 |                                                                      | 4  | 自殺企図のある人だけでなく、自殺に追い込まれることがないよう、地域包括支援センター職員の質の向上を図り、寄り添った支援を引き続き行う必要があります。 | →：継続    | 地域包括支援センターの周知を図るとともに、相談支援スキルの向上を図ります。                                                                                                                        |
|            |                             | 1-② | 地域ケア会議の充実                   | 個別ケースの対応から、地域課題としての視点を持ち、地域の課題解決に向けた取組を行うため、日常生活圏域や、より身近な圏域での「地域ケア会議」を開催します。<br>個々の地域ケア会議から地域の福祉課題を整理・集約し、市の高齢者施策における政策形成への反映に向けて、市レベルの地域ケア推進会議を開催します。                  | 長寿福祉課      | 地域包括支援センターとともに認知症のある個別ケースを基に圏域の課題を整理することができました。                                                                                                                             | ●圏域ケア会議開催<br>令和元年度<br>令和2年度<br>令和3年度<br>令和4年度 38回                    | 4  | 高齢者の相談には上記の相談業務で行っており、ケア会議のテーマとしては自殺対策に直接的にかかものものはこれまでにない。                 | ↓：縮小・終了 | 自殺対策の事業としては範囲が広すぎるため項目を削除し、自殺に関連する課題解決の趣旨については1-①での対応に集約し取り組むこととし、自殺の予防につながる地域づくりの趣旨については、1-③に集約し取り組む。                                                       |
|            |                             | 1-③ | 誰もが安心して暮らせるネットワークづくり        | 地域における様々な課題を把握し、解決していくために、地域住民と民生委員・児童委員、ボランティア団体、社会福祉法人、NPO団体、社会福祉協議会、行政等が連携し、互いに必要な情報交換や情報共有をすることで、地域の課題を解決する仕組みをつくりま                                                 | 社会福祉課      | 地域住民の相談窓口でもある、民生委員児童委員やコミュニティソーシャルワーカー等との連携を図り、情報共有を行い、課題解決に向けて取り組みました。                                                                                                     |                                                                      | 4  | 高齢者が、悩みを抱えたまま孤立したり、孤独だと感じたりすることがないよう、地域でのつながりや多世代の交流機会を充実させる必要があります。       | →：継続    | 地域住民、各関係者間で情報共有し、様々な課題の把握に努め、適切な支援につなげていきます。<br>継続して関係者間で情報共有することで地域の実態の把握に取り組み、漏れのないサービス提供につなげます。<br>社会福祉協議会ボランティア市民活動センターに対して、地域福祉、市民社会貢献活動への支援を行う必要があります。 |
|            | 誰もが安心して暮らせるネットワークづくり        | 1-③ | 誰もが安心して暮らせるネットワークづくり        | 地域における様々な課題を把握し、解決していくために、地域住民と民生委員・児童委員、ボランティア団体、社会福祉法人、NPO団体、社会福祉協議会、行政等が連携し、互いに必要な情報交換や情報共有をすることで、地域の課題を解決する仕組みをつくりま                                                 | 自治振興課      | 社会福祉協議会ボランティア市民活動センターに対して、補助金交付を通じて地域福祉、市民社会貢献活動への支援を行いました。                                                                                                                 |                                                                      | 4  | 課題解決に向けた仕組みづくりのため、より情報共有を密にする必要がある。                                        | →：継続    | 地域における様々な課題解決のため、引き続き地域住民と民生委員・児童委員、ボランティア団体、社会福祉法人、NPO団体、社会福祉協議会、行政等と連携し、互いに必要な情報交換や情報共有を図り地域の課題を解決する仕組みづくりを行っていきます。                                        |
|            |                             | 1-③ | 誰もが安心して暮らせるネットワークづくり        | 地域における様々な課題を把握し、解決していくために、地域住民と民生委員・児童委員、ボランティア団体、社会福祉法人、NPO団体、社会福祉協議会、行政等が連携し、互いに必要な情報交換や情報共有をすることで、地域の課題を解決する仕組みをつくりま                                                 | 長寿福祉課      | 地域ささえあい推進員（生活支援コーディネーター）が地域の課題や社会資源を把握しつつ、支え合いの仕組み作りを進めるよう働きかけを行いました。                                                                                                       |                                                                      | 3  | 地域住民がつながり支え合う地域作りの一環で継続して行う必要があります。                                        | →：継続    | コロナ禍により、人とのつながりが途切れないような地域づくりを引き続き行います。                                                                                                                      |
|            |                             | 1-④ | 認知症施策との連携                   | ・認知症サポーター養成講座受講者にゲートキーパー研修を受講してもらう等、サポーターとなった際に、自殺リスクの早期発見と対応、気づき役の役割を担えるように努めます。<br>・認知症カフェを通じて、認知症の本人やその家族のみならず、介護従事者が悩みを共有したり、情報交換を行ったりできる場を設けることで、支援者相互の支え合いを推進します。 | 長寿福祉課      | 認知症になっても安心して暮らせる地域の実現に向け、認知症サポーター養成講座を開催しました。コロナ禍のため市民団体からの依頼は少なかったですが、小学校、民間企業を中心に感染予防対策を図りながら開催できました。                                                                     | ●認知症サポーター養成講座<br>令和元年度<br>令和2年度 年9回<br>令和3年度 年12回<br>令和4年度 年9回       | 4  | 認知症の人やその家族がしんどい思いをもっておられるときに気づき、寄り添ってもらえるよう、引き続き実施していきます。                  | →：継続    | 認知症のある本人の家族の介護負担が軽減するよう認知症短期集中支援チームによる支援など引き続き行います。<br>認知症がある本人や家族が悩みを共有したり相談できるよう、身近な地域で認知症カフェを取り組む事業所の拡大を図る必要があります。                                        |
|            | 「栗東市高齢者の生きがいづくりと健康づくり事業」の推進 | 2-① | 「栗東市高齢者の生きがいづくりと健康づくり事業」の推進 | 高齢者の生きがいと健康づくり活動の活発化、及び参加者同士の交流の場となり、社会参加が促進されるよう、高齢者自らの企画による「栗東市高齢者の生きがいと健康づくり推進事業」を実施します。                                                                             | 長寿福祉課      | 高齢者自らの企画により、生きがい実践交流大会・手作り作品展、グランドゴルフ大会、健康ウォーキング等を実施しました。                                                                                                                   |                                                                      | 4  | 高齢者が活動に参加し、生きがいをもてるよう今後も実施する必要があります。                                       | →：継続    | 引き続き、栗東市高齢者の生きがいと健康づくり事業に係る各行事を開催予定です。<br>老人クラブの会員数減少が課題であるので、今後も活動を通して会員増加のアプローチを図ります。                                                                      |
|            |                             |     | 「栗東市高齢者の生きがいづくりと健康づくり事業」の推進 | 高齢者の生きがいと健康づくり活動の活発化、及び参加者同士の交流の場となり、社会参加が促進されるよう、高齢者自らの企画による「栗東市高齢者の生きがいと健康づくり推進事業」を実施します。                                                                             | スポーツ・文化振興課 | 長寿福祉課で記載                                                                                                                                                                    |                                                                      |    |                                                                            |         |                                                                                                                                                              |
|            | 生涯スポーツ等の普及                  | 2-② | 生涯スポーツ等の普及                  | 高齢者1人ひとりの体力や年齢、目的に応じて楽しむことができるレクリエーションや軽スポーツ、生涯スポーツの普及・支援を図るとともに、生涯スポーツ推進体制の強化を図ります。                                                                                    | スポーツ・文化振興課 | スポーツ推進委員会が中心となって行う各学区での「みんなのスポーツ講習会」について、可能な限りの感染症対策を講じながら実施しました。                                                                                                           | ●みんなのスポーツ講習会<br>令和元年度 9学区<br>令和2年度 中止<br>令和3年度 8学区<br>令和4年度 6学区      | 3  | ニュースポーツをはじめとする様々なスポーツの紹介、体験を通じて、誰もが楽しむことができる生涯スポーツの推進を図る必要がある。             | →：継続    | 新型コロナウイルス感染症の影響は減ってきたものの、事業を行う場合においては感染予防対策を講じた内容で、各種事業の取り組みを検討する必要があります。                                                                                    |
|            |                             | 2-③ | 健康で生きがいのある暮らしの実現            | いきいき百歳体操を通じ、幸福感・健康感の向上、ソーシャル・キャピタルの醸成を図り、健康づくり・生きがいづくりを推進します。                                                                                                           | 長寿福祉課      | 高齢者一人ひとりが主体的かつ継続的に身近な地域において介護予防（筋力運動）活動に取り組むことができるよう、様々な団体・個人との連携を積極的に図り、いきいき百歳体操の啓発や実践団体の育成・支援を行いました。                                                                      | ●いきいき百歳体操<br>令和元年度 75団体<br>令和2年度～4年度 76団体                            | 4  | 地域住民のつながりづくり、健康づくりを目的に今後も実施していく必要があります。                                    | →：継続    | コロナ禍と活動団体の高齢化により活動が縮小傾向にある団体があるため、地域住民主体の通い場の活性化について検討が必要です。                                                                                                 |
|            | 世代間交流の推進                    | 3-① | 世代間交流の推進                    | 地域でのボランティア、生涯学習やスポーツ、子育て支援事業、自治会やコミュニティ、市民活動団体の活動等、様々な機会を通じた世代間交流活動を促進します。                                                                                              | 子育て支援課     | 子育てサークル活動として、シルバー人材センターの「おでかけシルバーママ・パパ」が、各児童館において世代間交流活動を実施しました。子育て中の保護者が、子育て経験が豊かな高齢者と交流の機会を持つことにより、子育てに係る不安感の解消につながりました。                                                  | ●おでかけシルバーママ・パパ各館 年1回                                                 | 4  | 核家族化等で身近な相談相手がなく、子育てに不安を感じている保護者にとって、気軽に交流をしながら子育てに関することを相談できる場が必要です。      | →：継続    | ・「おでかけシルバーママ・パパ」をはじめとした子育てサークル活動を継続し、子育てに係る保護者の不安感の解消を図ります。<br>・地域の特徴を活かし、民生委員児童委員や地域のボランティアとの交流を深め、子育て経験豊かな方とのふれあいや連携を行います。                                 |
|            |                             | 3-① | 世代間交流の推進                    | 地域でのボランティア、生涯学習やスポーツ、子育て支援事業、自治会やコミュニティ、市民活動団体の活動等、様々な機会を通じた世代間交流活動を促進します。                                                                                              | 幼児課        | 未就園児保護者の子育て支援、園児と地域の高齢者との関わりを持つことにより、地域とのつながりを作ることができました。<br>新型コロナウイルス感染拡大防止のため、行き来する交流は困難な状況下では、手紙を渡すなどの世代間交流を実施したほか、拡大防止に努めながら、子育て支援事業の開催、地域の方との栽培活動等の世代間交流を実施することができました。 |                                                                      | 3  | 地域の物的、人的資源を生かせるように園と地域の繋がりを再構築していく必要がある。自治会こととの協議が必要である                    | →：継続    | 世代間交流ができる内容や方法の工夫をして、地域の中での高齢者と子ども、保護者とのつながりが大切にできる取り組みを実施する必要があります。                                                                                         |
|            | 世代間交流の推進                    | 3-① | 世代間交流の推進                    | 地域でのボランティア、生涯学習やスポーツ、子育て支援事業、自治会やコミュニティ、市民活動団体の活動等、様々な機会を通じた世代間交流活動を促進します。                                                                                              | 生涯学習課      | スタッフの多くを高齢者の方々に担っていただき、放課後子ども教室を実施しました。                                                                                                                                     |                                                                      | 3  |                                                                            | →：継続    | 放課後子ども教室を継続し、多世代交流を促進するとともに、スタッフの募集や未実施学区への働きかけを行います。                                                                                                        |
|            |                             | 3-① | 世代間交流の推進                    | 地域でのボランティア、生涯学習やスポーツ、子育て支援事業、自治会やコミュニティ、市民活動団体の活動等、様々な機会を通じた世代間交流活動を促進します。                                                                                              | 自治振興課      | 自治会が実施する地域ふれあい敬老事業（主管課：長寿福祉課）や地域コミュニティ団体が実施する交流事業等への交付金交付を通じて、自治会や地域コミュニティによる高齢者の社会参加を促す活動への支援を行いました                                                                        |                                                                      | 4  | 活動支援は継続していたが、コロナ禍であったため世代間交流が少なくなった。                                       | →：継続    | 引き続き、自治会が実施する地域ふれあい敬老事業や地域コミュニティ団体が実施する交流事業等に対して、引き続き高齢者の社会参加を促す活動への支援を行っていきます。                                                                              |
|            |                             | 3-② | 老人クラブ活動への支援                 | 高齢者の社会貢献活動、地域支援活動への参画を促すとともに、健康づくり・介護予防活動の充実を図り、老人クラブへの支援を進めます。                                                                                                         | 長寿福祉課      | 老人クラブ連合会に対して活動費の補助を実施し、地域の高齢者が仲間づくりを基礎に相互に支え合い社会貢献をする活動を支援しました。                                                                                                             | ●老人クラブ連合会活動費助成<br>令和元年度<br>令和2年度 24クラブ<br>令和3年度 22クラブ<br>令和4年度 23クラブ | 3  | 老人クラブのクラブ数が減少しており、高齢者の多様な居場所を確保するためにも、活動の活性化が必要です。                         | →：継続    | コロナ禍でしたが、感染防止対策を講じながら工夫して活動を行っており、次年度も引き続き、活動助成金による支援を行います。                                                                                                  |

|            | 施策        | No  | 事業名                            | 施策・事業内容                                                                                                                                                           | 担当課     | 実施状況と成果                                                                    | 実績                                                                         | 評価 | 今後の課題                                                                                          | 方向性  | 方向性の詳細                                                                                                    |
|------------|-----------|-----|--------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------|----------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------|----|------------------------------------------------------------------------------------------------|------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| ライフステージ別施策 | 高齢者に関する施策 | 3-③ | 高齢者のボランティア活動等への参加促進と活動団体の育成・支援 | ・高齢者のボランティア活動や社会参加への契機につながる介護支援ボランティア制度「いきいき活動ポイント事業」を実施します。<br>・社会福祉協議会や地域団体、ボランティア団体等の連携により、効果的な活動が展開されるようネットワークづくり等を進め、高齢者が地域活動やボランティア活動等に気軽に参加しやすい環境づくりに努めます。 | 長寿福祉課   | ボランティア登録説明会や研修会を実施し、高齢者に対しいきいき活動ポイント事業への登録を呼びかけ、登録者の増加に努めました。              | ●介護支援ボランティア登録<br>令和元年度 324名<br>令和2年度 336名<br>令和3年度 412名<br>令和4年度 441名      | 4  | いきいき活動への参加により、高齢者がより生きがいをもって地域で暮らしていけるように、より多くの高齢者の参加を募る必要があります。                               | →：継続 | 活動補助金による支援を継続して行い、高齢者のボランティア活動をはじめとした様々な活動を促進します。                                                         |
|            |           | 3-④ | 高齢者の就労の機会づくり                   | ・長年の人生の中で培ってきた経験や優れた能力、技能を持つ高齢者が自己の能力を活かした就労の機会を得られるよう、また、社会参加による生きがいづくりにつながるよう、シルバー人材センターの取組に対して支援を行います。                                                         | 商工観光労政課 | 補助金を交付し、高齢者就労をはじめとするシルバー人材センターの取り組みを支援しました。                                |                                                                            | 4  | 高齢者活用事業として、シルバー人材センターへの取組の支援を継続します。                                                            | →：継続 | シルバー人材センターへの補助を継続し、高齢者の就労機会を提供します。                                                                        |
|            |           | 3-④ | 高齢者の就労の機会づくり                   | ・栗東100歳大学卒業生が社会で活躍することで健康及び生きがいづくりが実践でき、さらに一定の収入を得ることで「やりがい」につながる就労や起業、兼業、副業を持つことができるよう、民間等実践団体のノウハウの提供やともに活動する機会を提供します。                                          | 長寿福祉課   | 100歳大学では、卒業後の活動につながるよう、シルバー人材センターの紹介や市内の活動団体への見学、体験の機会を企画している。             |                                                                            | 4  | 高齢者の自殺は健康問題によるものや介護疲れ、身近な人の喪失感が原因となるものが多いと認識しており、就労できないことを苦にしたものが原因ではないと認識している。この項目がどこまで必要なのか。 | →：継続 | 100歳大学という事業は継続するが、近年の参加者は平均年齢75歳以上と高齢化してきており、就労を終えて参加されるようになってきている。100歳大学卒業後の活動として就労の機会づくりのニーズは低くなってきている。 |
|            |           | 3-⑤ | 国民年金制度の周知                      | 無年金者に対して、年金受給の資格期間が短縮されたことを周知し、受給につなげることで生活の安定を図ります。                                                                                                              | 保険年金課   | 年金制度の案内や広報紙による市民周知に取り組みました。また、窓口対応に加え、必要に応じて他の相談・支援窓口と連携しました。              | 年金制度案内・広報紙による市民周知<br>年12回<br>納付減免・猶予相談・随時                                  | 4  | 今後も市民への周知に取り組み、他の相談窓口と連携する必要があります。                                                             | →：継続 | 継続して年金制度の周知・啓発に取り組み、受給につなげることで生活の安定化を図ります。                                                                |
|            |           | 3-⑥ | 後期高齢者医療制度の周知                   | ・保険証、限度額適用認定証の交付時や保険料の納付相談時に、生活状況や体調面の聞き取りを行い、自殺のリスクの発見に努めます。また、必要に応じて関係機関に適切につなぎます。<br>・対象者が高齢者であることの特性を理解し丁寧な説明と聞き取りを行います。                                      | 保険年金課   | 後期高齢者医療制度の案内や広報紙による市民周知に取り組みました。また、窓口対応に加え、必要に応じて他の相談・支援窓口と連携しました。         |                                                                            | 4  | 今後も市民への周知に取り組み、他の相談窓口と連携する必要があります。                                                             | →：継続 | 継続して後期高齢者医療制度の周知・啓発に取り組み、自殺のリスクの発見に努めます。                                                                  |
|            |           | 3-⑦ | 高齢者の生きがいづくりと社会参加・参画の推進         | はつらつ教養大学や社会教育事業等の機会を提供し、高齢者の生きがいづくりや健康増進を推進します。また、高齢者が地域社会の担い手として活動する重要な場となっている老人クラブ活動を支援します。                                                                     | 生涯学習課   | 「いつでも どこでも だれでも いつまでも」の生涯学習の実践を目指し、高齢者を対象としたはつらつ教養大学を各学区コミュニティセンターで実施しました。 |                                                                            | 3  |                                                                                                | →：継続 | はつらつ教養大学を継続して実施し、高齢者の生きがいづくりを図ります。                                                                        |
|            |           |     | 高齢者の生きがいづくりと社会参加・参画の推進         | はつらつ教養大学や社会教育事業等の機会を提供し、高齢者の生きがいづくりや健康増進を推進します。また、高齢者が地域社会の担い手として活動する重要な場となっている老人クラブ活動を支援します。                                                                     | 長寿福祉課   | 老人クラブ連合会に対して活動費の補助を実施し、地域の高齢者が仲間づくりを基礎に相互に支え合い社会貢献をする活動を支援しました。            | ●老人クラブ連合会活動費助成<br>令和元年度 24クラブ<br>令和2年度 22クラブ<br>令和3年度 22クラブ<br>令和4年度 23クラブ | 3  | 老人クラブのクラブ数が減少しており、高齢者の多様な居場所を確保するためにも、活動の活性化が必要です。                                             |      | コロナ禍でしたが、感染防止対策を講じながら工夫して活動を行っており、次年度も引き続き、活動助成金による支援を行います。                                               |